

第6期 流山市障害福祉計画

(令和3年度～令和5年度)

第2期 流山市障害児福祉計画

(令和3年度～令和5年度)

令和3年3月

流山市

はじめに



流山市では、平成27年度から6年間の計画期間とする「第5次流山市障害者計画」を策定し、共生社会という地域社会を創生していくために、障害のある方もない方も安心して暮らせる環境づくりを推進してまいりました。

この間、本市の人口は子育て世代を中心に増加を続けており、6年間の平均増加割合は2.4%となっている一方で、障害のある方の人数は、6年間の平均増加割合で4.0%であり、人口の増加割合を大きく上回る増加となっています。

このような中、障害のある方のニーズに対応するため、『共に生き、共に築く、私たちのまち一流山』の実現を目指し、「第6次障害者計画」、「第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画」を策定いたしました。

第6次障害者計画では、相談支援体制の充実について重点的に取り組み、相談件数及び障害のある方の抱える課題に対応できる相談窓口となるよう拡充してまいります。また、第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画においては、障害特性に応じた障害福祉サービスの提供体制の整備を図ってまいります。

本計画の策定にあたり、アンケート調査やパブリックコメントに御協力いただいた市民の皆様をはじめ、貴重なご意見・ご提言をいただきました「流山市福祉施策審議会」委員の皆様、各障害者団体の皆様に心から御礼申し上げます。

今後は、この計画を基本とし、各施策を着実に推進し、障害者やそのご家族が安心して暮らせる環境づくりを進めてまいります。

令和3年3月

流山市長

井崎 義治

目次

第1章 計画策定にあたって	- 1 -
1 計画策定の背景	- 1 -
2 計画の位置付け	- 1 -
3 上位計画との関わり	- 1 -
4 基本的理念	- 2 -
5 目的	- 5 -
7 PDCAサイクル	- 5 -
第2章 第5期流山市障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画(平成30~32年度)の評価	- 7 -
1 主な制度等の変遷	- 7 -
2 自立支援給付費及び児童通所給付費の推移.....	- 8 -
3 障害者総合支援法に基づく事業及び児童福祉法に基づく事業の全体像.....	- 9 -
4 障害者総合支援法に基づく事業及び児童福祉法に基づく事業のサービスの内容	- 10 -
5 各事業の実績	- 16 -
第3章 障害福祉サービス等の見込量	- 32 -
1 国の基本方針の見直しに係る目標の設定.....	- 32 -
2 第6期障害福祉計画における各サービスの見込量と確保の方法.....	- 35 -
3 第2期障害児福祉計画における各サービスの見込量と確保の方法.....	- 49 -
用語解説	- 53 -
資料編	- 61 -
流山市施策福祉審議会 委員名簿	- 61 -
諮問書	- 62 -
答申書	- 63 -

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景

平成28年6月に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）及び児童福祉法の一部を改正する法律」が公布（平成30年4月施行）され、『障害者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障害者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を行う。』こととされました。

この改正法や社会保障審議会（障害者部会）での議論等を経て、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（令和二年厚生労働省告示第二百十三号）」（以下「国の基本指針」といいます。）が告示され、市町村が令和3年度から令和5年度までの障害福祉計画及び障害児福祉計画を作成するに当たって即すべき事項が示されました。

これを踏まえ、本市においても、第6期流山市障害福祉計画（以下「第6期障害福祉計画」といいます。）及び第2期流山市障害児福祉計画（以下「第2期障害児福祉計画」といいます。）を策定するものです。

なお、これまで本市では、障害児通所支援及び障害児相談支援（以下「障害児通所支援等」といいます。）の目標数値等を障害福祉計画のなかで示してきたことから、第2期障害児福祉計画についても、第6期障害福祉計画と一体的な計画として策定することとします。

2 計画の位置付け

各計画の位置付けについては、以下のとおりです。

(1) 第6期障害福祉計画

障害者総合支援法第88条に規定する「市町村障害福祉計画」として策定するものです。
この計画は、国の基本指針、県障害福祉計画に即したものとします。

(2) 第2期障害児福祉計画

児童福祉法第33条の20に規定する「市町村障害児福祉計画」として策定するものです。
この計画は、国の基本指針、県障害児福祉計画に即したものとします。

3 上位計画との関わり

(1) 流山市地域福祉計画

「流山市地域福祉計画」は、社会福祉法第107条の規定に基づいて策定された計画で、地域福祉を総合的に推進していくための基本的な指針を示したものです。

障害者・児に関わる部分については、特に地域における相談体制の充実、権利擁護、その他障害者・児の支援についての方向性や今後の取組等が示されています。第6期障害福祉計画及

び第2期障害児福祉計画では、流山市地域福祉計画で示された部分について、事業の実効性や具体的な目標数値を中心にまとめています。

(2) 流山市障害者計画

「流山市障害者計画」は、障害者基本法第11条第3項に規定する市町村障害者計画であり、本市の障害者施策全般に関する基本的な計画として位置付けたものです。「流山市障害者計画」と「障害福祉計画及び障害児福祉計画」との関わりは以下のとおりです。

ア 第6期障害福祉計画

流山市障害者計画を着実に推進するための実施計画として、特に「障害福祉サービス」に係る目標数値を中心にまとめています。

イ 第2期障害児福祉計画

流山市障害者計画を着実に推進するための実施計画として、特に「障害児通所支援等」に係る目標数値を中心にまとめています。

4 基本的理念

第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画では、国の基本指針を踏まえ、次に掲げる点を基本的理念としています。

(1) 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障害者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障害者等が必要とする障害福祉サービス等の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の整備を進めます。

(2) 障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施

障害者等が地域で障害福祉サービスを受けることができるよう市が実施主体であることを基本とし、障害福祉サービスの対象となる障害者等に対してサービスの充実を図るとともに、県の支援等を通じて引き続きサービスの均てん化を図ります。

また、発達障害者及び高次脳機能障害者については、従来から精神障害者に含まれるものとして障害者総合支援法に基づく給付の対象になっていること、難病患者等（障害者総合支援法で定める対象疾病）についても障害者総合支援法に基づく給付の対象になっていることを、引き続き周知し障害福祉サービスの活用を促します。

(3) 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障害者等の自立支援の観点から、入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等といった課題に対応したサービス提供体制を整え、障害者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくり、NPO等によるインフォーマルサービスの提供等、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進めます。

(4) 地域共生社会の実現に向けた取組

「第6次流山市障害者計画」では、『共に生き、共に築く、私たちのまち一流山』を基本理念に掲げ、障害者等が社会の対等な構成員として人権を尊重され、自己選択と自己決定の下に社会活動に参加・参画するとともに、社会の一員として責任を分担する共生社会の実現を目指しています。

第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画においても、この基本理念を共有し、障害の有無にかかわらず、地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合う、誰もが相互に人格と個性を尊重し支えあう地域共生社会の実現に向けた社会づくりを推進します。

また、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組み作りや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組むとともに、地域資源の実態等を踏まえながら、包括的な支援体制の構築に取り組みます。その際、次に掲げる支援を一体的に実施する新たな事業の活用も含めて検討し、体制整備を進めます。

- (ア) 地域の様々な相談を受け止め、自ら対応又はつなぐ機能、多機関協働の中核の機能及び継続的につながり続ける伴走支援を中心的に担う機能を備えた相談支援
- (イ) 相談支援と一体的に行う、就労支援、居住支援など、多様な社会参加に向けた支援
- (ウ) ケアし支え合う関係性を広げ、交流や参加の機会を生み出すコーディネート機能及び住民同士が出会い参加することのできる場や居場所の確保の機能を備えた支援

(5) 障害児の健やかな育成のための発達支援

障害児支援を行うにあたっては、障害児本人の最善の利益を考慮しながら、障害児の健やかな育成を支援することが必要です。このため、障害児及びその家族に対し、障害の疑いがある段階から身近な地域で支援できるように、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援等の充実を図るとともに、県の支援等を通じて引き続き障害児支援の均てん化を図ることにより、地域支援体制の構築を図ります。

また、障害児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。

さらに、障害児が障害児支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けられるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるというインクルージョンの考え方にに基づき、地域社会への参加を推進します。

加えて、人工呼吸器を装着しているなど日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児（以下「医療的ケア児」といいます。）が保健、医療、障害福祉、保育、教育等の支

援を円滑に受けられるようにする等、専門的な支援を要する者に対して、各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制の構築を目指します。

(6) 障害福祉人材の確保

障害者の重度化・高齢化が進む中で、将来にわたって安定的に障害福祉サービス等を提供し、様々な障害福祉に関する事業を実施していくためには、提供体制の確保と併せてそれを担う人材を確保していくことが必要です。そのためには、専門性を高めるための研修の実施、多職種間の連携の推進、障害福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等について関係機関等と協力して取り組みます。

(7) 障害者の社会参加を支える取組

障害者の地域における社会参加を促進するためには、障害者の多様なニーズを踏まえて支援すべきです。

特に、障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（平成三十年法律第四十七号）を踏まえ、障害者が文化芸術を享受鑑賞し、又は創造や発表等の多様な活動に参加する機会の確保等を通じて、障害者の個性や能力の発揮及び社会参加の促進を図ります。

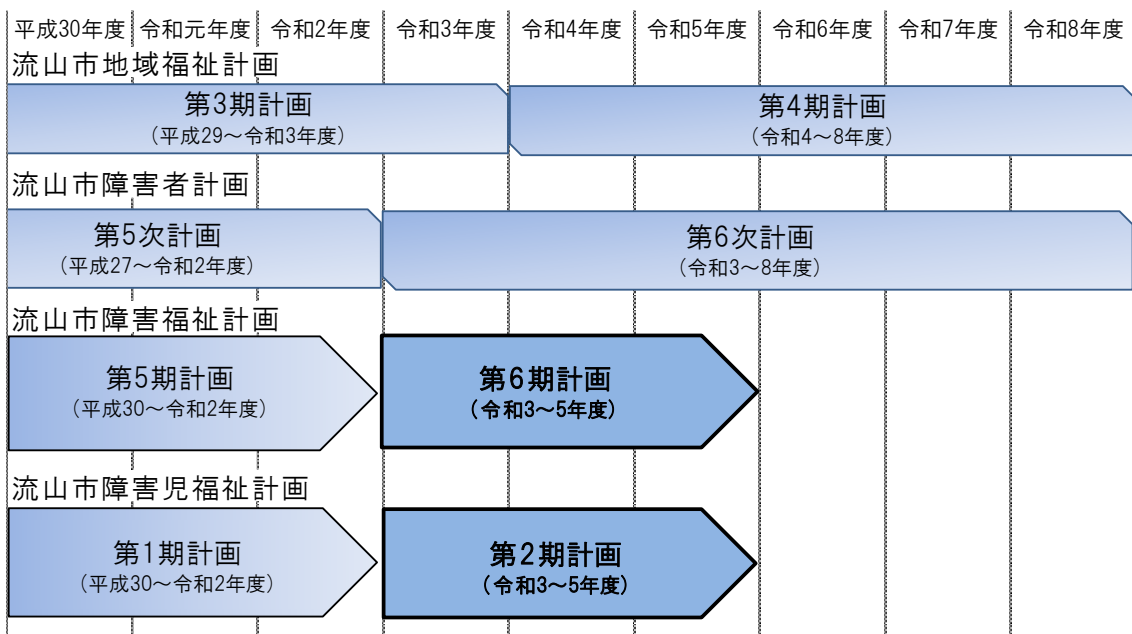
また、読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現のため、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（令和元年法律第四十九号）を踏まえ、視覚障害者等の読書環境の整備を計画的に推進します。

5 目的

第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画では、従前の計画（第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画：平成30～32年度）の実績と今後の課題を踏まえ、令和3年度から令和5年度までの3年間におけるサービスの提供体制の確保や推進のための取組を定めるとともに、障害福祉サービス及び障害児通所支援等に必要な供給量を見込むことを目的とします。

6 計画の期間

第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画は、令和3年度から令和5年度までの3年間の計画期間とします。



7 PDCAサイクル

(1) PDCAサイクルの活用

第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画では、PDCAサイクルを取り入れ、見直し等を実施します。

(2) PDCAサイクルの必要性

計画は、障害者等の生活に必要な障害福祉サービス、障害児通所支援等の提供の確保に向けて推進されるものであり、関係者が目標等を共有し、その達成に向けて連携するとともに、進捗状況を確認しながら、工夫や改善を積み重ね着実に取組を進めていくものです。

そのため、計画は3年ごとの見直しだけでなく、定期的に進捗状況を分析・評価し、課題がある場合には、随時対応していくことになります。

本市では、流山市福祉施策審議会、流山市障害者福祉推進会議、流山市地域自立支援協議会がそうした話し合いの場になります。

【第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画におけるPDCAサイクル】

基本指針

■障害福祉計画及び障害児福祉計画策定にあたっての基本的考え方及び達成すべき目標、サービス提供体制に関する見込量の見込み方の提示

計画 (Plan)

■「基本指針」に即して障害福祉サービス及び障害児通所支援等の見込量の設定やその他確保方策等を定める。

実行 (Do)

■計画の内容を踏まえ、事業を実施する。

評価 (Check)

■1年に1回（7月）にその実績を把握し、障害者施策や関連施策の動向も踏まえながら、障害福祉計画及び障害児福祉計画の中間評価として分析・評価を行う。
■中間評価の際には、協議会等の意見を聴くとともに、その結果について公表する。

改善 (Act)

■中間評価等の結果を踏まえ、必要があると認めるときは、障害福祉計画及び障害児福祉計画の見直し等を実施する。

第2章 第5期流山市障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画 (平成30～32年度)の評価

1 主な制度等の変遷

- (1) 平成28年6月に公布された「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」が施行され、新しいサービスとして「就労定着支援」、「自立生活援助」、「居宅訪問型児童発達支援」が追加されました。(平成30年4月)
- (2) 障害者の文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、文化芸術活動を通じた障害者の個性と能力の発揮、社会参加の促進を目的に「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が施行されました。(平成30年6月)
- (3) 社会福祉法人まほろばの里により重度の知的障害者にも対応したグループホーム「野々下の樹」が開所しました。(平成31年4月)
- (4) 手話は言語であるという認識に基づき、手話に関する施策を総合的に推進するため「流山市手話言語の普及の促進に関する条例」が施行されました。(平成31年4月)
- (5) 障害の有無にかかわらず、すべての国民が等しく読書を通じて文字活字文化の恵沢を享受するために「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律(読書バリアフリー法)」が施行されました。(令和元年6月)
- (6) 成年被後見人及び被保佐人の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等に係る欠格条項その他の権利の制限に係る措置の適正化等を講じるため、関係法律が整備されました。(令和元年6月)
- (7) 障害者総合支援法の対象となる難病等が見直しされ、361疾病となりました。(令和元年7月)
- (8) 流山市重度障害者医療費及び特定疾病者医療費の支給に関する条例が改正され、精神障害者保健福祉手帳1級所持者が現物給付の対象となりました。(令和2年8月)

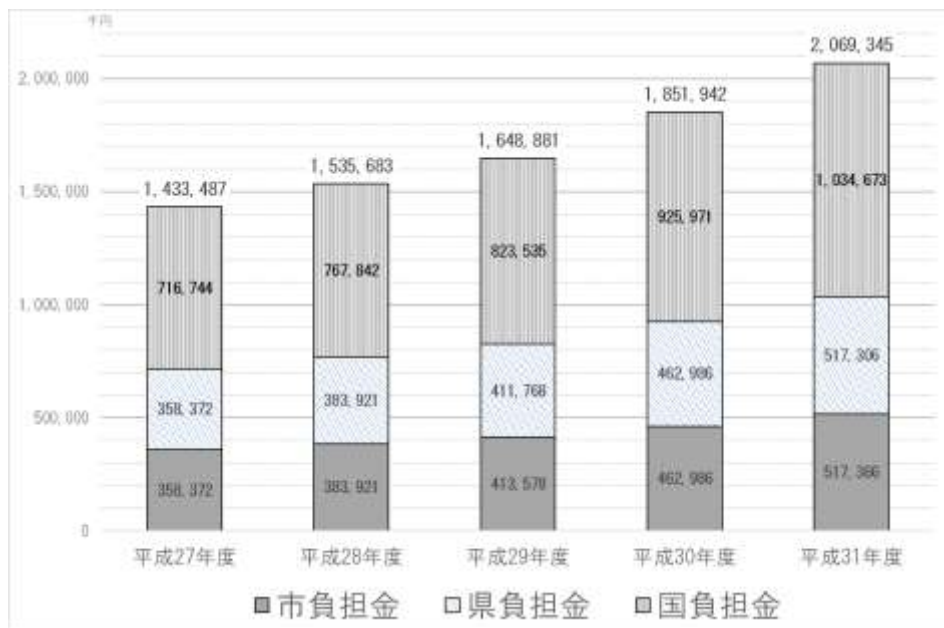
2 自立支援給付費及び児童通所給付費の推移

(1) 自立支援給付費の推移

本市の自立支援給付費は、障害者数の増加及び制度の浸透に伴い、障害福祉サービス等の利用者が毎年増加しています。平成27年度と令和元年度の自立支援給付費を比較すると、約6億3600万円増加しており、約1.44倍の増加率となっています。なお、5年間の平均増加率は109.6%を超えています。

単位：円

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
国負担金	716,743,688	767,841,744	823,535,365	925,971,128	1,034,672,534
県負担金	358,371,842	383,920,872	411,767,680	462,985,563	517,306,092
市負担金	358,371,851	383,920,877	413,578,308	462,985,570	517,366,445
合 計	1,433,487,381	1,535,683,493	1,648,881,353	1,851,942,261	2,069,345,071

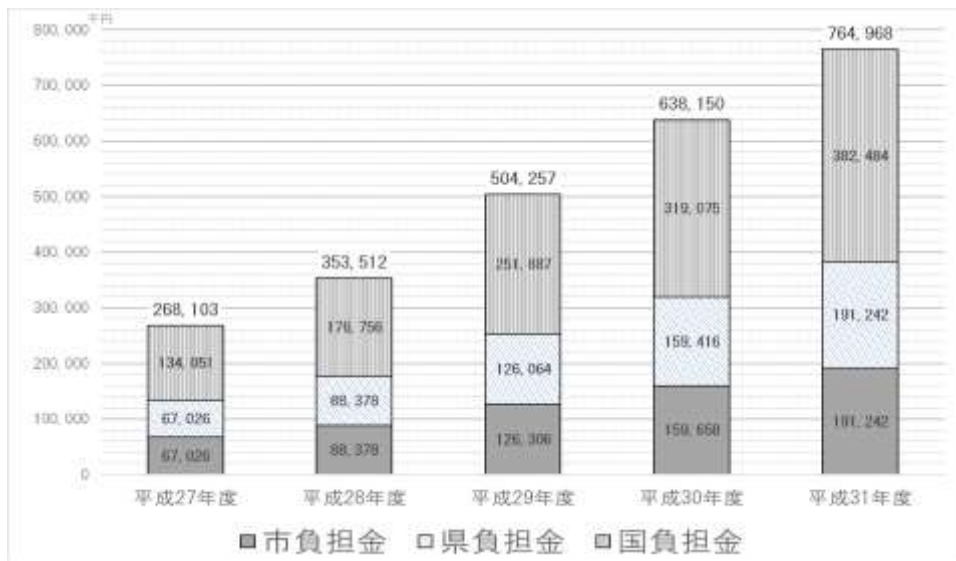


(2) 障害児通所給付費の推移

本市における年少人口の増加に伴い、障害児通所支援等を利用している障害児数は増加し続けており、障害児通所給付費は平成27年度と令和元年度を比較すると約5億円増加しています。5年間の平均増加率は130.3%となっており、大幅な増額となっています。

単位：円

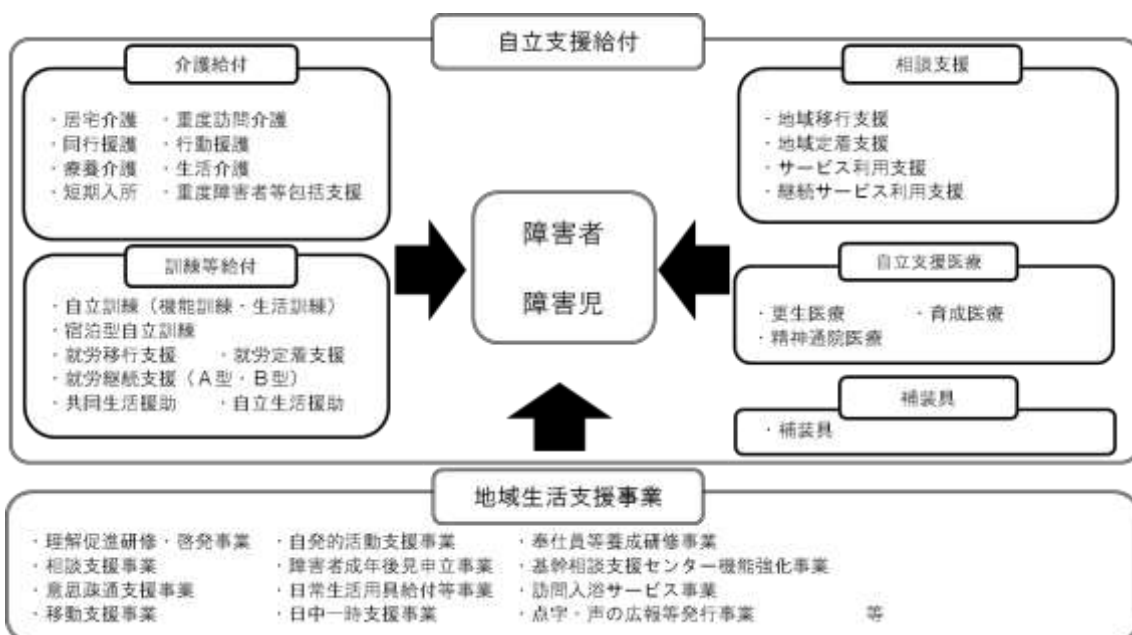
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
国負担金	134,051,413	176,756,023	251,886,632	319,074,835	382,483,936
県負担金	67,025,706	88,378,010	126,064,238	159,416,492	191,241,967
市負担金	67,025,708	88,378,014	126,306,090	159,658,343	191,241,969
合 計	268,102,827	353,512,047	504,256,960	638,149,670	764,967,872



3 障害者総合支援法に基づく事業及び児童福祉法に基づく事業の全体像

(1) 障害者総合支援法に基づく事業の全体像

障害者総合支援法によるサービスは大きく分けて「自立支援給付」と「地域生活支援事業」に分かれます。「自立支援給付」は障害者総合支援法に基づく基準で実施する事業（全国共通の事業）で、「地域生活支援事業」は地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な業務形態により実施するものです。



(2) 児童福祉法に基づく事業の全体像

児童福祉法に基づく基準で実施する「障害児通所支援等」は、「自立支援給付」と同様に全国共通の事業です。



4 障害者総合支援法に基づく事業及び児童福祉法に基づく事業のサービスの内容

各事業のサービス内容と利用できる方は、次のとおりとなっています。

※「障害者」と表記されている場合は、身体障害、知的障害、精神障害の3障害を指します。

精神障害者には発達障害及び高次脳機能障害を含みます。

(1) 自立支援給付

ア 介護給付

	サービスと内容	利用できる方
訪問系サービス	居宅介護（ホームヘルプサービス） ①入浴、排泄、食事、通院介助等の身体介護 ②調理、洗濯、掃除等の家事援助	障害支援区分が区分1以上（障害児にあつてはこれに相当する心身の状態）である障害者・障害児
	重度訪問介護 身体介護、家事援助及び外出介護を総合的にを行います。	重度の肢体不自由者又は重度の知的障害もしくは重度の精神障害により、行動上著しい困難を有し、常に介護を必要とする方 ※支援区分4以上
	重度障害者等包括支援 居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。	寝たきり状態で四肢に麻痺があり、常時介護が必要な気管切開されている方または最重度知的障害者の方 ※支援区分6
	同行援護 移動に必要な情報の提供（外出先での代読、代筆を含む）、移動の援護等を行います。	視覚障害により移動に著しい困難を有する者
	行動援護 著しい行動障害のある障害者の外出時および外出前後の介助を行います。	知的障害または精神障害により著しい行動障害のある方で常時介護が必要な障害者（判定が必要となります。） ※支援区分3以上

サービスと内容		利用できる方
日中活動系サービス	生活介護 入浴、排泄、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。	常時介護が必要な障害者 ※施設入所者は 50 歳未満支援区分 4 以上、50 歳以上支援区分 3 以上 ※在宅等の方は 50 歳未満支援区分 3 以上、50 歳以上支援区分 2 以上
	自立訓練（機能訓練） 通所施設において理学療法士や作業療法士による身体的リハビリテーションや日常生活上の支援を実施します。	身体障害者
	自立訓練（生活訓練） 通所施設において食事や家事等の日常生活能力の向上を図るための支援や相談を行います。	知的障害者、精神障害者
	就労移行支援 一般就労等への移行に向けて、事業所内や企業での作業や実習を支援します。	一般企業等へ就労を希望する障害者
	就労継続支援（A型） 雇用契約に基づく作業を通しての訓練施設	就労機会の提供を通じ生産活動にかかる知識及び能力の向上を図ることができる 65 歳未満の障害者
	就労継続支援（B型） 雇用契約のない作業を通しての訓練施設	就労機会等を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される障害者（雇用が困難）
	就労定着支援 就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を実施します。	就労移行支援等を利用して一般就労をした障害者
	自立生活援助 一人暮らしに必要な生活力等を補うため、訪問等により日常生活上の課題を把握し、必要な支援を行います。	施設やグループホームを退所した障害者又は単身または家族等と同居しているが支援が見込めない障害者
	療養介護 医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。	①筋萎縮性側索硬化症(ALS)患者等気管切開を伴う人工呼吸器を利用している方 ※支援区分 6 ②筋ジストロフィー患者又は重症心身障害者 ※支援区分 5 以上
	短期入所（ショートステイ） 短期間の宿泊型の施設支援	一時的に家族の介助が困難な方や宿泊訓練等利用希望の方 ※支援区分 1 以上
居住系サービス	施設入所支援 施設入所者に夜間や休日、入浴、排泄、食事の介護を行います。	身体障害者、知的障害者であって、家庭内での介助が困難な方 ※50 歳未満は支援区分 4 以上 ※50 歳以上は支援区分 3 以上
	共同生活援助（グループホーム） 共同生活を行う住居で夜間や休日、相談や日常生活上の援助を行います。	障害者

サービスと内容		利用できる方
相談支援	計画相談支援 相談支援専門員が総合的な援助方針等を踏まえ、適切なサービスが受けられるよう、サービス等利用計画の作成や見直し等を行います。	障害福祉サービス又は地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）を利用する全ての障害者
	地域移行支援 地域での生活へ円滑に移行するために、訪問相談や同行支援等の支援を行います。	障害者支援施設に入所している障害者や精神科病院に長期入院等をしている精神障害者
	地域定着支援 安定した地域生活が送れるように夜間等を含む緊急時における連絡、相談等の支援を行います。	居宅で単身生活をしている障害者等

イ 自立支援医療費

サービスと内容		利用できる方
自立支援医療	これまでの障害に係る公費負担医療（精神通院医療、更生医療、育成医療）が自立支援医療に変更	従来の精神通院医療、育成医療、更生医療の対象となる方と同様の疾病を有する者（一定所得以上の者を除く）

ウ 補装具費

サービスと内容		利用できる方
補装具	補装具の交付・修理 ①視覚障害者安全つえ、義眼、眼鏡 ②補聴器 ③義手、義足、上下肢装具、座位保持装置、車いす、意思伝達装置等	①視覚障害者 ②聴覚障害者 ③肢体不自由障害者 で必要と認められる方

(2) 地域生活支援事業

ア 必須事業

サービスと内容		利用できる方
理解促進研修・啓発事業	市民まつりでの各障害者団体等の出店、障害者の写真展、障害者週間での障害者団体等の事業展示、障害者理解のためのシンポジウム等を開催します。	障害者及びその家族、一般市民等

	サービスと内容	利用できる方
自発的活動支援事業	障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援することにより、共生社会の実現を図ります。	障害者及びその家族、一般市民等
相談支援事業等	市町村相談支援事業 総合相談窓口として、市の相談窓口を充実します。	身体障害者、知的障害者、精神障害者、その他障害者と思われる方
	市町村相談支援機能強化事業 市の保健師、社会福祉士、精神保健福祉士等の専門資格を持つ職員が中心となり、一般的な相談支援事業に加え、困難ケース等への対応や相談支援事業者等への専門的な指導・助言を行います。また、「地域自立支援協議会」を設置し、相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言や、関係機関同士の連携を深めていきます。 さらに、身近な地域における専門的な相談機能として、すみれ、まほろば、PHARE、サポートセンター沼南へ相談支援事業を委託します。	身体障害者、知的障害者、精神障害者、その他障害者と思われる方
	住宅入居等支援事業 賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが保証人がいない等の理由により入居が困難な知的障害者又は精神障害者等に対し、入居に必要な調整等を行います。	知的障害者、精神障害者
障害者成年後見申立事業	①成年後見制度利用支援事業 ・成年後見制度申し立てに要する経費及び後見人に係る費用の助成 ②成年後見制度法人後見支援事業 ・法人後見実施のための研修会の開催 ・法人後見の活動を安定的に実施するための組織体制の構築 ・法人後見の適正な活動のための支援	①身寄りのない障害者または成年後見制度に係る費用の捻出が困難な障害者 ②法人後見実施団体、法人後見の実施を予定している団体等
手話奉仕員養成研修事業	手話奉仕員としての必要な技術等の習得のための養成研修の実施	聴覚障害者及び音声言語機能障害者との交流並びに広報活動の支援者として期待される方

サービスと内容		利用できる方
意思疎通支援事業	意思疎通を図ることに支障がある障害者等に手話通訳者、要約筆記者の派遣、手話通訳者の設置等により意思疎通支援を実施	聴覚、言語機能、音声機能、視覚、失語、知的、発達、高次脳機能、重度の身体などの障害や難病のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者等
日常生活用具給付等事業	介護・訓練支援用具 特殊寝台、特殊マット、移動リフト、入浴担架、体位変換器等	重度肢体不自由者
	自立生活支援用具 入浴補助用具、聴覚障害者用通信装置、視覚障害者用拡大読書器	重度肢体不自由者、聴覚障害者、視覚障害者
	住宅療養等支援用具 電気式たん吸引器、ネブライザー、盲人用体温計等	呼吸器障害者、視覚障害者等
	情報意思疎通支援用具 点字器、人工喉頭等、携帯用会話補助装置等	重度肢体不自由者、音声言語機能障害者
	排泄管理支援用具 ストマ用装具（蓄尿袋、蓄便袋等）	ぼうこう・直腸機能障害者
	住宅改修費 手すりの取り付け、段差の解消、洋室への変更、洋式便器への変更等	重度肢体不自由者
移動支援事業	地域での自立生活及び障害者の社会参加（買い物、余暇活動等）のための移動支援（注：通院介助は訪問系サービスの居宅介護となります。）	全身性身体障害者（四肢重度障害）、知的障害者、精神障害者であって、単独での外出が困難な方
地域活動支援センター機能強化事業	地域活動支援センターⅠ型 日常の生活支援、創作活動、交流活動等を行ったり、様々な相談に応じ、支援や助言を行います。	身体障害者、知的障害者、精神障害者
	地域活動支援センターⅡ型 デイサービスセンターに通い、入浴、給食、日常動作訓練などを行います。	身体障害者
	地域活動支援センターⅢ型 雇用されることが困難な在宅の心身障害者が、自活に必要な訓練を行うとともに、職業を得て自立した生活を送ることを促します。	身体障害者、知的障害者、精神障害者

イ 任意事業

サービスと内容		利用できる方
日中一時支援事業	短時間の日帰り型の施設支援を行います。	緊急時や一時的に家族での介助が困難な障害者・障害児
訪問入浴サービス事業	家庭において簡易浴槽を利用しての入浴サービスを行います。	家庭用の浴槽での入浴が困難な中学生から64歳までの重度身体障害者（肢体不自由で1級または2級）
更生訓練費	身体障害者施設に入所（または通所）し、更生訓練を受けている者に対して、訓練と通所のための経費を支給し、社会復帰の促進を図ります。	身体障害者施設にて更生訓練を受けている身体障害者
知的障害者職親委託制度	職親に知的障害者を預け、職親の下でその更生に必要な指導訓練を行うことにより社会生活や日常生活上の援助を行います。	知的障害者
点字・声の広報等発行事業	流山市広報、市公文書、各種文書情報等の点訳及び視覚障害者への音訳等を行うものです。	視覚障害者
奉仕員養成研修事業	点訳奉仕員の養成研修を行うものです。	市内在住または在勤者
自動車運転免許取得・改造助成事業	①身体障害者の社会参加のための運転免許取得に要した経費の一部を助成します。 ②障害者自身が運転するための自動車改造に要した経費の一部を助成します。	①運転免許取得 身体障害者、知的障害者 ②自動車改造 身体障害者であって自ら運転する方

(3) 障害児通所支援等

サービスと内容		利用できる方
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。	未就学の障害児
医療型児童発達支援	児童発達支援及び治療を行います。	肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要な障害児
放課後等デイサービス	授業の終了後又は学校の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等の支援を行います。	学校に就学している障害児

サービスと内容		利用できる方
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、障害児に対して、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。	保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校、認定こども園等の児童が集団生活を営む施設に通う障害児
居宅訪問型児童発達支援	障害児の居宅を訪問して発達支援を行います。	重度の障害等により外出が著しく困難な障害児
障害児相談支援	障害児通所支援の利用に際し、相談支援専門員が総合的な援助方針等を踏まえ、適切なサービスが受けられるよう、障害児支援利用計画の作成や見直し等を行います。	通所給付決定の申請若しくは変更の申請に係る障害児の保護者

5 各事業の実績

各事業について、第5期流山市障害福祉計画（平成30年度～令和2年度）における各サービス等の実績と策定時の見込みについて整理しました。各表の数値のうち、平成30年度及び令和元年度については実績値を記載しており、（ ）内は第5期計画策定時の見込量を記載しています。令和2年度の実績値（利用時間、利用者数、事業費等）は、令和2年6月時点の見込みに基づいたものであり、最終的な実績値は令和2年度中に整理します。

また、各サービスの利用対象者については、**身**（身体障害者）、**視**（身体障害者のうち、視覚障害者）、**聴**（身体障害者のうち、聴覚障害者）、**知**（知的障害者）、**精**（精神障害者）、**発**（発達障害者）**高次**（高次脳機能障害）**難**（難病）、**児**（障害児）のマークで表記しています。なお、**精**の表示には高次脳機能障害を含みます。

(1) 自立支援給付事業の実績

ア 訪問系サービス

（居宅介護・重度訪問介護 **身 知 精 発 難 児**・同行援護 **視**・行動援護 **知 精 発**）

訪問系サービスは、ホームヘルパー等が障害者等の居宅を訪問して介護や家事援助等の必要な援助を行うものです。具体的なサービスとして、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援があります。

サービス利用時間については、一人当たりの利用時間数の増加に伴い居宅介護及び重度訪問介護において増加傾向にあります。一方、同行援護及び行動援護においては減少傾向にあります。

利用者数については、居宅介護においては介護保険サービスとの併給の増加に伴い増加傾向にあります。一方、重度訪問介護及び同行援護においては減少傾向にあります。

令和2年度の実績（推計値）については、サービス利用時間及び利用者数ともに新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急事態宣言の影響により減少が見込まれます。

※（ ）内は第5期計画策定時の見込量

サービス種別	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度
居宅介護	利用時間 【時間/月】	2,293 (2,213)	2,585 (2,369)	2,531 (2,541)
	利用者数 【人/月】	149 (142)	152 (152)	146 (163)
重度訪問介護	利用時間 【時間/月】	588 (430)	615 (430)	571 (430)
	利用者数 【人/月】	4 (4)	3 (4)	3 (4)
同行援護 (視覚障害者)	利用時間 【時間/月】	489 (513)	406 (550)	241 (587)
	利用者数 【人/月】	28 (31)	26 (34)	20 (37)
行動援護	利用時間 【時間/月】	41 (68)	36 (79)	28 (90)
	利用者数 【人/月】	4 (6)	4 (7)	4 (8)

イ 日中活動系サービス **身知精難発見**

日中活動系サービスは、常に介護を必要とする人に、主に日中において通所等により必要な介護や訓練、支援等を提供するものです。具体的なサービスとしては、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労定着支援、就労継続支援、療養介護、短期入所があります。就労系サービスの利用ニーズは高く今後も増加していく見通しです。また、一般就労への移行後の就労定着支援についてもニーズが高まっていく見通しで、平成30年度から新たに実施された就労定着支援の利用者数は増加傾向にあります。

令和2年度の実績（推計値）の短期入所については新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急事態宣言の影響により利用者数の減少が見込まれます。

※（ ）内は第5期計画策定時の見込量

サービス種別	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度
生活介護	利用日数 【日/月】	3,662 (3,451)	3,882 (3,529)	4,015 (3,607)
	利用者数 【人/月】	189 (169)	204 (173)	209 (177)
自立訓練 (機能訓練)	利用日数 【日/月】	0 (23)	5 (23)	16 (23)
	利用者数 【人/月】	0 (1)	1 (1)	1 (1)
自立訓練 (生活訓練)	利用日数 【日/月】	136 (140)	133 (140)	228 (140)
	利用者数 【人/月】	12 (12)	12 (12)	15 (12)

サービス種別	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度
就労移行支援	利用日数 【日/月】	680 (504)	821 (519)	994 (535)
	利用者数 【人/月】	39 (28)	50 (29)	56 (30)
就労定着支援	利用者数 【人/月】	4 (4)	18 (4)	23 (4)
就労継続支援 A 型	利用日数 【日/月】	962 (927)	1,052 (1,085)	1,196 (1,223)
	利用者数 【人/月】	54 (47)	55 (55)	62 (62)
	市内事業所数	5 (3)	3 (3)	3 (4)
就労継続支援 B 型	利用日数 【日/月】	3,218 (3,465)	3,411 (3,653)	3,353 (3,805)
	利用者数 【人/月】	193 (193)	206 (203)	199 (212)
	市内事業所数	10 (11)	12 (12)	14 (13)
療養介護	利用日数 【日/月】	268 (348)	243 (391)	247 (434)
	利用者数 【人/月】	9 (12)	8 (14)	8 (15)
	関連施設数	1 (1)	1 (1)	1 (1)
短期入所	利用日数 【日/月】	486 (566)	487 (635)	251 (704)
	利用者数 【人/月】	92 (96)	86 (102)	62 (108)
	市内事業所数	2 (2)	3 (2)	3 (2)

ウ 居住系サービス **身知精発難**

居住系サービスは、主に夜間において、施設や共同生活を行う住居で必要な援助を提供します。共同生活援助（グループホーム）の利用者数については、平成30年度以降も増加傾向にあります。また、平成30年度から新たに実施された自立生活援助の利用者数も増加しています。

グループホームへの移行など地域移行が進んでいることから、施設入所者は減少傾向にあります。また、グループホームの利用者数の増加要因として、自立、親亡き後を見据えて選択する傾向が高くなっていると考えられます。

※（ ）内は第5期計画策定時の見込量

サービス種別	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度
施設入所支援	利用者数 【人/月】	58 (58)	57 (57)	55 (56)
共同生活援助 (グループホーム)	利用者数 【人/月】	108 (142)	130 (153)	143 (164)
宿泊型自立訓練	利用者数 【人/月】	2 (4)	3 (4)	4 (4)
自立生活援助	利用者数 【人/月】	0 (4)	3 (4)	8 (4)

エ 補装具費 身 難 児

補装具費は、障害者が日常生活を送る上で必要な移動等の確保や、就労場面における能率の向上を図ること及び障害児が将来、社会人として独立自活するための素地を育成助長することを目的として、身体の欠損又は損なわれた身体機能を補完・代替する用具について、購入又は修理に要した費用の額の一部を助成するものです。

補装具は突発的な故障による修理等があり、給付件数は年度により増減がありますが、大きな変化は見られず、給付合計数に関しては年々少しずつ増加してきています。

給付種別	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度
義肢	給付件数 【件/年】	14	16	24
装具	給付件数 【件/年】	63	81	70
補聴器	給付件数 【件/年】	86	80	88
車椅子	給付件数 【件/年】	45	63	62
その他補装具	給付件数 【件/年】	71	72	73
合計	給付件数 【件/年】	279	312	317

オ 自立支援医療給付 更 生 医 療 給 付 （ 更 生 医 療 身 ・ 育 成 医 療 児 ）

自立支援医療給付は、心身の障害を除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担を軽減する公費負担医療制度で、自立支援医療指定医療機関での治療が対象となります。

更生医療は、身体障害者手帳の交付を受けている方が対象となります。身体手帳所持者数にあまり変化はありませんが、人工腎臓による血液透析や抗H I V治療等の対象者の増加により、利用者数が増加しています。

また、育成医療は、18歳未満の児童で心臓手術や口唇口蓋裂の手術や治療等が対象となります。年少人口の増加に伴い、育成医療についても利用者数は増加しています。

給付種別		単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	更生医療	利用者数 【人/月】	127	137	150
	育成医療	利用者数 【人/月】	25	17	20
	合計	利用者数 【人/月】	152	154	170

カ 計画相談支援（サービス等利用計画の作成）・地域相談支援 **身 知 精 究 難 児**

計画相談支援は、障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、サービス提供事業者等との連絡調整等を行うほか、サービス等利用計画作成を行います。また、地域相談支援として地域移行支援、地域定着支援を行うものです。

計画相談支援については、利用者数が増加傾向にあり、事業所の増加や相談しながらサービスを利用したいというニーズが要因として考えられます。

地域定着支援については、緊急時（24時間）に対応できる事業所がなく、利用者もいなかったことから0件となっています。

※（ ）内は第5期計画策定時の見込量

サービス種別	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度
計画相談支援	利用者数 【人/月】	128 (140)	167 (156)	212 (172)
地域移行支援	利用者数 【人/月】	1 (1)	1 (1)	0 (1)
地域定着支援	利用者数 【人/月】	0 (1)	0 (1)	0 (1)

キ 自立支援給付事業費

自立支援給付事業費は、一部のサービス等で減額があるものの、総額では増加し続けています。平成30年度から令和元年度（決算見込額）についても約2億1,740万円の増額となっており、前年比約111.7%の増加となっています。人口増加や制度の周知が進み、地域生活を考えるうえでサービスを利用するという選択肢が浸透してきたことなど、複数の要因が考えられます。

単位:円

サービス等種別	平成30年度	令和元年度	令和2年度
居宅介護	147,213,436	177,646,466	196,436,744
重度訪問介護	21,137,188	21,971,867	26,195,294
同行援護	15,941,253	14,484,369	19,247,568
行動援護	2,415,706	2,054,138	3,317,983
小計(訪問系サービス)	186,707,583	216,156,840	245,197,589
生活介護	551,244,160	581,505,154	640,011,185
自立訓練(機能訓練)	0	282,049	0
自立訓練(生活訓練)	12,997,332	13,929,851	15,778,178
就労移行支援	83,083,821	104,938,084	105,163,176
就労継続支援 A 型	82,879,497	115,080,619	116,914,430
就労継続支援 B 型	292,695,195	311,331,517	339,744,860
就労定着支援	1,614,659	5,683,028	636,1875
療養介護	27,022,580	25,120,860	32,325,753
短期入所	56,033,178	49,507,591	67,095,172
自立生活援助	0	659,980	373,616
小計(日中活動系サービス)	1,107,570,422	1,208,038,733	1,323,768,245
施設入所支援	100,089,309	99,689,971	125,951,436
共同生活援助	218,062,240	280,400,892	273,959,280
宿泊型自立訓練	3,773,196	5,723,844	4,525,356
小計(居宅系サービス)	321,924,745	385,814,707	404,436,072
補装具	28,347,249	35,286,389	31,164,938
自立支援医療	163,923,085	172,028,570	209,735,647
計画相談支援	23,943,493	30,132,780	30,022,170
地域移行支援	81,552	53,808	83,183
地域定着支援	0	0	0
補足給付費等	19,444,132	21,833,244	23,294,160
小計(その他サービス等)	235,739,511	259,334,791	294,300,098
自立支援給付費合計	1,851,942,261	2,069,345,071	2,267,702,004

(2) 地域生活支援事業の実績

【必須事業】

ア 相談支援事業 身知精発難児

相談支援事業は、障害者等、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う者などからの相談に応じ、必要な情報提供等の便宜を供与することや権利擁護のために必要な援助を行うものです。

相談件数は年々増加しており、その相談内容も複合的な課題を含むなど、多様化・複雑化しています。また、8050問題に関連する相談も増加しており、他分野の関係機関との連携も求められています。

※（ ）内は第5期計画策定時の見込量

サービス種別	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度
委託相談支援	利用者数 【人/年】	7,625 (6,520)	7,749 (6,520)	8,070 (6,520)
	事業所数 【箇所】	4 (4)	4 (4)	4 (4)
成年後見制度利用支援	取扱件数 【件/年】	3 (3)	1 (4)	3 (5)

イ 意思疎通支援事業 身聴視知発高次児

意思疎通支援事業は、聴覚、言語機能、音声機能、視覚、失語、知的、発達、高次脳機能、重度の身体などの障害や難病のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者等に、障害者等とその他の者の意思疎通を支援する手話通訳者等の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図る事業です。

手話通訳者の派遣件数は年々増加傾向にありましたが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響で派遣回数減少しています。

※（ ）内は第5期計画策定時の見込量

サービス種別	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度
設置手話通訳者	設置人数 【人/年】	1 (1)	1 (1)	1 (1)
	設置体制 【日/週】	週5日 (5)	週5日 (5)	週5日 (5)
手話通訳者派遣	登録者数 【人/年】	11 (12)	11 (13)	11 (14)
	派遣件数 【件/年】	330 (285)	340 (300)	250 (315)
要約筆記者派遣	登録者数 【人/年】	6 (6)	5 (6)	5 (7)
	派遣件数 【件/年】	133 (112)	124 (127)	70 (142)

ウ 日常生活用具給付事業 身知精難発見

日常生活用具給付事業は、障害者に対し介護支援用具、自立生活支援用具、在宅療養等支援用具等の日常生活用具を給付するものです。

給付種別ごとの実績は、年度によって増減がありますが、ストマ用装具を含む排泄管理支援用具の給付は、対象者が増えたことにより年々増加傾向にあります。

※（ ）内は第5期計画策定時の見込量

給付種別	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度
介護・訓練支援用具	給付件数 【件/年】	6 (8)	3 (8)	5 (8)
自立生活支援用具	給付件数 【件/年】	19 (24)	15 (24)	15 (24)
在宅療養等支援用具	給付件数 【件/年】	26 (27)	22 (27)	25 (27)
情報・意思疎通支援用具	給付件数 【件/年】	18 (31)	25 (31)	25 (31)
排泄管理支援用具	給付件数 【件/年】	2,876 (2943)	3,003 (3029)	3,157 (3115)
住宅改修費	給付件数 【件/年】	2 (8)	1 (8)	2 (8)
合計	給付件数 【件/年】	2,947 (3,041)	3,069 (3,127)	3,229 (3,213)

エ 移動支援事業 身知精発見

移動支援事業は、障害者等が地域生活をするうえで、外出等をする際に移動が困難である場合に、外出のための支援を行うことにより、自立支援と社会参加の促進を目指すものです。移動支援事業の利用は、遠距離の外出が増えたことや外出内容（プール利用等）の変化により、利用時間が増加傾向にあります。

※（ ）内は第5期計画策定時の見込量

サービス種別	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度
移動支援	事業所数 【箇所】	48 (50)	44 (55)	50 (60)
	利用者数 【人/年】	90 (95)	86 (99)	91 (103)
	利用時間 【時間/年】	6,804 (7,040)	6,851 (7,336)	8,141 (7,633)

オ 地域活動支援センター機能強化事業 身知精発見

地域活動支援センターⅠ型は、日常の生活支援、創作活動、交流活動等や、様々な相談に応じ支援・助言を行うものです。地域活動支援センターⅡ型は、身体障害者デイサービスセンターに通い、入浴、給食、日常動作訓練などを行います。地域活動支援センターⅢ型は、雇用さ

れることが困難な在宅の心身障害者が、自活に必要な訓練を行うとともに、職業を得て自立した生活を送ることを促すものです。

I型、II型については、施設が固定されているため大きな変化ありませんでしたが、III型事業所は、令和元年度及び2年度に事業所数が減少したことに伴い、利用者数が減少しました。

※（ ）内は第5期計画策定時の見込量

給付種別		単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度
地域活動支援センターⅠ型	事業所数		1	1	1
	【箇所】		(1)	(1)	(1)
	利用者数		81	82	80
	【人/年】		(80)	(80)	(80)
地域活動支援センターⅡ型	事業所数		1	1	1
	【箇所】		(1)	(1)	(1)
	利用者数		32	29	28
	【人/年】		(41)	(43)	(45)
地域活動支援センターⅢ型	事業所数		5	4	3
	【箇所】		(6)	(6)	(6)
	利用者数		26	24	22
	【人/年】		(33)	(34)	(35)
合計	事業所数		7	6	5
	【箇所】		(8)	(8)	(8)
	利用者数		139	135	130
	【人/年】		(154)	(157)	(160)

【任意事業】

カ 日中一時支援事業 **身知精究難児**

日中一時支援事業は、日中一時支援事業者に障害者を預け、日中における活動の場を提供するものです。近年の人口増加に伴い利用者が増加傾向にあります。また、障害児の保護者の就労等により、一時的に障害児を預ける世帯が増加していることも要因として考えられます。

※（ ）内は第5期計画策定時の見込量

サービス種別	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度
日中一時支援	事業所数	35	33	30
	【箇所】	(28)	(28)	(28)
	利用者数	200	210	220
	【人/年】	(155)	(155)	(155)

キ 訪問入浴サービス事業

訪問入浴サービス事業は、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体障害者の清潔の保持、心身機能の維持等を図るものです。訪問入浴サービスの利用者に大きな変化は見られませんが、対応できる事業者に限りがあり、継続的したサービスの確保が必要となります。

※（ ）内は第5期計画策定時の見込量

サービス種別	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度
訪問入浴サービス	事業所数 【箇所】	2 (2)	2 (2)	2 (2)
	利用者数 【人/年】	9 (8)	9 (8)	10 (8)

ク 知的障害者職親委託制度

知的障害者職親委託制度は、知的障害者・児の自立更生を図るため、一定期間、知的障害者の更生援護に熱意を有する事業経営者に預け、生活指導及び技能習得訓練等を行うものです。平成30年度末で利用者が就労継続支援B型に移行したため、令和元年度以降の利用実績はありません。現在は就労機会が拡大しているため、今後も利用の見込みはありません。

※（ ）内は第5期計画策定時の見込量

サービス種別	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度
知的障害者職親委託制度	事業所数 【箇所】	1 (1)	0 (1)	0 (1)
	利用者数 【人/年】	1 (1)	0 (1)	0 (1)

ケ 自動車運転免許取得・改造費助成事業(自動車運転免許取得 ・自動車改造費助成)

自動車運転免許・改造費助成事業は、自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部（10万円を限度）を助成するものです。年度ごとに利用者の増減があり、年間1～2件で推移しています。

※（ ）内は第5期計画策定時の見込量

サービス種別	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度
自動車運転免許取得 改造費助成事業	利用者数 【人/年】	4 (2)	3 (2)	3 (2)

コ 点字・声の広報等提供事業 **視 見**

点字・声の広報等提供事業は、市の広報からの情報入手が困難な視覚障害者に対してボランティア団体による点訳及び音訳活動により点字や声の広報を定期的に提供するものです。利用者については、近年大きな変化はありませんでしたが広報発行回数が令和2年3月から新型コロナウイルス感染症の影響で減少しています。令和2年度においても減少する見込みです。

※（ ）内は第5期計画策定時の見込量

サービス種別	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度
点字・声の広報等提供事業	点字利用者 【人/年】	3 (1)	4 (1)	4 (1)
	声の広報利用者 【人/年】	20 (21)	23 (21)	23 (21)
	広報発行回数 【回/年】	36 (37)	35 (37)	27 (37)

サ 地域生活支援事業費

平成30年度と令和元年度では大きな変化は見られませんでした。令和2年度では、地域生活拠点の整備に伴う相談支援委託料の増加及び訪問入浴サービスの利用回数に係る制度改正による増加が見込まれます。また、日中一時支援や移動支援については、新型コロナウイルス感染症感染拡大による利用減少の影響から増加額は減少することが予想されます。

単位：円

給付種別	平成30年度	令和元年度	令和2年度
日常生活用具	30,539,796	31,775,848	31,608,689
地域活動支援センター	26,206,715	26,403,191	26,445,315
移動支援	16,935,750	16,856,809	20,027,448
日中一時支援	31,500,136	32,418,033	33,002,068
訪問入浴サービス	3,505,500	4,341,500	8,892,000
委託相談支援	14,564,000	14,564,000	16,688,000
知的障害者職親委託制度	360,000	0	0
自動車運転免許取得・改造費助成事業	400,000	264,700	300,000
合計	124,011,897	126,624,081	136,963,520

(3) 利用者の負担軽減策

ア 複数サービスの負担軽減 身 知 精 発 難 児

複数サービスの負担軽減は、自立支援給付（介護給付、訓練等給付、補装具等）及び地域生活支援事業（日常生活用具の給付、移動支援、地域活動支援センター等）のサービスを併用する利用者が、サービスの数に比例して負担が増大することのないように「総合上限額」を設定し負担軽減を図るものです。複数のサービスを併用して利用する方が増えており、見込みを上回っています。

※（ ）内は第5期計画策定時の見込量

サービス種別	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度
複数サービスの負担軽減	利用者数 【人/年】	32 (30)	47 (35)	66 (40)
	事業費 【円】	422,868	535,543	767,052

イ 流山市グループホーム等入居者家賃補助 身 知 精 発 難

グループホーム等の入居者がグループホーム等へ支払った家賃の一部を補助するもので2分の1に相当する額について、月額2万5千円を限度として助成するものです。グループホーム入居者は、地域移行や自立を希望する障害者の増大により増加傾向にあり、事業費も伸びています。

※（ ）内は第5期計画策定時の見込量

サービス種別	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度
流山市グループホーム等 家賃補助	利用者数 【人/年】	92 (108)	110 (115)	122 (122)
	事業費 【円】	12,787,986	15,761,822	17,307,426

ウ 流山市障害者支援施設等通所交通費助成 身 知 精 発 難

障害者支援施設等に通所している障害者等及びその介護者に対し、通所に要する交通費の一部を助成することにより、経済的負担を軽減するものです。利用者数については、障害者等の就労意欲の向上とともに毎年増加して見込みを上回る利用者数となっています。

※（ ）内は第5期計画策定時の見込量

サービス種別	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度
流山市障害者支援施設等 通所交通費助成	利用件数 【件/年】	369 (322)	413 (327)	439 (332)
	事業費 【円】	7,262,250	7,887,370	7,953,720

エ 流山市障害者等就労支援施設利用者負担金助成 **身 知 精 癈 難**

就労支援施設を利用する障害者等の施設利用料を助成することにより、障害者等の就労を支援し、利用者負担の軽減を図るとともに、障害者等の社会参加の促進及び自立を図るもので近隣市の中では本市独自の制度になります。助成対象は、本人が課税の場合に限られるため、利用者は限定的ですが、障害者等の就労意欲の向上や復職を希望する障害者の増加により利用者数が増加しています。

※（ ）内は第5期計画策定時の見込量

サービス種別	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度
流山市障害者等就労支援施設利用者負担金助成	利用者数【人/年】	30 (25)	44 (26)	49 (27)
	事業費【円】	1,919,891	2,855,254	3,056,000

オ 重度障害者医療費及び特定疾病者医療費助成 **身 知 精**

重度の障害者や特定疾病者が安心して医療を受けられ、健康の保持や生活の安定を図ることを目的に、医療費の自己負担額に係る一部を助成するものです。平成27年8月から現物給付化により利便性が向上したことで、利用件数は増加していましたが、近年において、給付件数は年度により増減を繰り返しています。

また、令和2年8月から精神障害者保健福祉手帳1級所持者の給付内容が拡大するため、令和2年度から事業費が増大することが予想されます。

サービス種別	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度
重度障害者医療費及び特定疾病者医療費助成	利用件数【件/年】	21,904	21,043	21,245
	事業費【円】	253,270,038	249,145,163	272,296,000

カ 精神障害者入院医療費助成 **精 癈**

精神障害者が精神疾患の治療のために支払った入院医療費の保険診療内医療費自己負担分の4分の1に相当する額について、月額1万円を限度として助成するものです。近年の新規入院患者の入院期間は減少傾向にあり約9割が1年以内退院になることが多くなっています。利用件数は一定の水準を保ったまま大きな変化はありません。

サービス種別	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度
精神障害者入院医療費助成	利用件数【件/年】	218	256	172
	事業費【円】	1,686,200	2,529,200	1,993,000

キ 在宅障害者一時介護料助成 **身知精児**

在宅障害者(児)を介護している保護者が疾病等の理由により家庭内での介護が困難となり、一時的に介護人に委託した場合の、介護委託料及び介護証明手数料の一部を助成するものです。利用者数は新型コロナウイルス感染症感染拡大により他者に介護を依頼することを控えた影響で減少傾向にあります。

※ () 内は第5期計画策定時の見込量

サービス種別	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度
在宅障害者一時介護料助成	利用件数 【件/年】	410 (514)	338 (514)	338 (514)
	事業費 【円】	1,442,000	1,537,900	1,587,210

ク 障害者住宅改造助成事業 **身**

在宅の重度身体障害者(児)のために、住宅の一部を改造する必要がある場合の改造費用の一部を助成するものです。年度ごとに利用増減があり、年間5件程度で推移していましたが、近年利用者数が減少して0～1人になっています。

※ () 内は第5期計画策定時の見込量

サービス種別	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度
障害者住宅改造助成事業	利用者数 【人/年】	0 (5)	1 (5)	1 (5)
	事業費 【円】	0	271,000	300,000

ケ 福祉タクシー利用補助 **身知精**

在宅の重度障害者(児)が、市と契約した福祉タクシーを利用した場合に、その運賃の一部を助成するものです。令和元年度は新型コロナウイルス感染症の影響で少し落ち込みましたが、障害者の積極的な社会参加と生活圏の拡大が進んでいるため、利用者数及び事業費は年々増加傾向にありましたが、令和元年度及び令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症対策として、透析患者の通院手段を確保するため希望する透析患者の発行枚数を増やしたため、事業費は増加する見込みです。

※ () 内は第5期計画策定時の見込量

サービス種別	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度
福祉タクシー利用補助	利用者数 【人/年】	1,271 (1,313)	1,262 (1,348)	1,303 (1,383)
	事業費 【円】	21,434,560	19,682,170	21,790,464

コ 重度障害者自動車燃料費助成 身 知 精

在宅の重度障害者(児)が、市指定の燃料取扱所で給油した場合に、その自動車の燃料費の一部を助成するものです。福祉タクシー利用補助と同様に障害者の積極的な社会参加と生活圏の拡大が進んでいるため、利用者数及び事業費は年々増加傾向にあります。令和元年度及び令和2年度は、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響で外出を控えることにより利用減少が見込まれています。

※ () 内は第5期計画策定時の見込量

サービス種別	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度
重度障害者自動車燃料費助成	利用者数 【人/年】	1,318 (1,350)	1,281 (1,384)	1,293 (1,418)
	事業費 【円】	14,665,050	14,354,100	14,049,850

(4) 障害児通所支援等の実績

ア 障害児通所支援等 児

児童発達支援、放課後等デイサービス及び障害児相談支援については、各サービスの利用日数、利用者数は、概ね増加傾向となっています。年少人口の増加により障害児通所サービスの利用者が増加していることやサービス利用についての垣根が低くなっていることが考えられ、以前よりも保護者の障害に対する理解が深まってきていると考えられます。

令和2年度の実績(推計値)の児童発達支援については新型コロナウイルス感染症感染拡大に伴う緊急事態宣言の影響により利用日数の大幅な減少が見込まれます。

※ () 内は第5期計画策定時の見込量

サービス種別	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度
児童発達支援	利用日数 【日/月】	2,033 (1,510)	2,359 (1,637)	1,600 (1,836)
	利用者数 【人/月】	187 (122)	235 (136)	249 (149)
医療型児童発達支援	利用日数 【日/月】	0 (3)	1 (3)	0 (3)
	利用者数 【人/月】	0 (1)	1 (1)	0 (1)
居宅訪問型児童発達支援	利用日数 【日/月】	0 (3)	0 (3)	0 (3)
	利用者数 【人/月】	0 (1)	0 (1)	0 (1)
放課後等デイサービス	利用日数 【日/月】	2,913 (2,762)	3,364 (3,241)	3,555 (3,720)
	利用者数 【人/月】	224 (154)	268 (181)	295 (208)
	市内事業所	20 (20)	20 (22)	24 (24)

サービス種別	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度
保育所等訪問支援	利用日数 【日/月】	6 (6)	4 (7)	1 (8)
	利用者数 【人/月】	4 (5)	3 (6)	2 (7)
障害児相談支援	利用者数 【人/月】	70 (86)	77 (107)	105 (128)
	市内事業所	7 (8)	10 (9)	10 (10)

イ 障害児通所給付費

子育て世代の流入により、年少人口も増加傾向にあります。それに伴って障害児通所給付費も年々増加しており、過去5年間の平均増加率は134%を超えていますが、近年は増加率が緩やかになってきています。また、令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響により通所を控える利用者もいたことから、増加率は抑制されることが予想されます。

単位：円

給付種別	平成30年度	令和元年度	令和2年度
児童発達支援	280,723,464	349,696,784	418,894,057
医療型児童発達支援	0	44,980	153,604
放課後等デイサービス	342,800,320	400,095,634	524,025,428
保育所等訪問支援	1,143,363	750,746	1,403,449
居宅訪問型児童発達支援	0	0	0
障害児相談支援等	13,482,523	14,379,728	20,641,087
合計	638,149,670	764,967,872	965,117,625

第3章 障害福祉サービス等の見込量

1 国の基本方針の見直しに係る目標の設定

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

令和元年度末時点における施設入所者の6%を令和5年度末までに地域生活へ移行するとともに、令和5年度末時点における福祉施設入所者を、令和元年度末時点から1.6%削減します。

項目	目標値	備考
施設入所支援から地域生活への移行者数	4人	令和元年度末時点の入所者数57人
施設入所者の削減人数	1人	

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進するため、重層的な「連携による支援体制を構築するために必要となる保健、医療及び福祉関係者による協議の場を年1回開催します。また、入院中の精神障害者のうち地域移行支援、地域定着支援、共同生活援助及び自立生活援助の利用が見込まれる者の数等を勘案して利用者数の見込みを設定します。

※月あたりの実人数

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
入院中の精神障害者のうち地域移行支援の利用者数	1人	1人	1人
入院中の精神障害者のうち地域定着支援の利用者数	1人	1人	1人
入院中の精神障害者のうち共同生活援助の利用者数	1人	1人	1人
入院中の精神障害者のうち自立生活援助の利用者数	1人	1人	1人

(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

地域生活支援拠点等について、令和5年度末までの間、1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回運用状況を検証及び検討します。

項目	目標値	備考
地域生活支援拠点等	1箇所	流山市地域自立支援協議会を中心に1年に1回運用状況を検証及び検討します。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設から一般就労への移行等に係る国の基本指針を踏まえ、以下の項目を本市の目標として設定しました。

ア 福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、令和5年度中に一般就労に移行する者の目標値を設定します。当該目標値の設定に当たっては、令和元年度の一般就労への移行実績の1.27倍以上とします。

イ 就労移行支援事業については、令和元年度の一般就労への移行実績の1.30倍以上とします。

ウ 就労継続支援A型事業については令和元年度の一般就労への移行実績の1.26倍以上、就労継続支援B型事業については1.23倍以上を目指します。

エ 就労定着支援事業の利用者数については、就労定着支援事業の事業所数等を踏まえた上で、令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用することを基本とします。

オ 就労定着支援事業の就労定着率（過去3年間の就労定着支援の総利用者数のうち前年度末時点の就労定着者数の割合をいう。）については、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本とします。

項目	目標値	備考
令和5年度中の就労移行支援事業から一般就労への移行者数	33人	令和元年度末時点の移行者数26人の1.3倍
令和5年度中の就労継続支援A型事業から一般就労への移行者数	1人	令和元年度末時点の移行者数0人の1.26倍
令和5年度中の就労継続支援B型事業から一般就労への移行者数	1人	令和元年度末時点の移行者数0人の1.23倍
令和5年度中の一般就労への移行者のうち就労定着支援事業の利用数	25人	令和5年度における移行者数35人のうち7割
就労定着支援事業の就労定着率8割以上の事業所数	1箇所	令和5年度における就労定着支援事業の事業所数のうち7割

(5) 障害児支援の提供体制の整備等

① 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、現在設置している児童発達支援センターについて維持・運営し、今後の人口推計、利用対象者となる児童の推計を捉え、令和3年度から令和5年度の第2期障害児福祉計画において、民間事業者の参入を含めた整備について検討します。

また、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、児童発達

支援センターが保育所等訪問支援を実施するなどにより、令和5年度末までに、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築します。

② 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

重症心身障害児が身近な地域で支援を受けられるように、令和5年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を少なくとも1カ所以上確保します。

③ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、令和5年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置します。

項目	目標値	備考
令和5年度末までの児童発達支援センターの設置数	1箇所	児童発達支援センターにおいて保育所等訪問支援実施するなどにより市内において保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する。
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保	1箇所	重症心身障害児の支援には専門性を必要とすることから、圏域での確保等についても検討します。
主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	1箇所	

(6) 相談支援体制の充実・強化等

令和5年度末までに、相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制を確保します。

項目	目標値	備考
相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	15件	基幹相談支援センターにより各事業所に対し年1回実施する。
相談支援事業者の人材育成の支援件数	1件	年1回研修会を実施する。
相談機関との連携強化の取組の実施回数	12回	月に1回連絡会等を実施する。

(7) 障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築

令和5年度末までに、障害福祉サービス等に係る各種研修の活用、障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有及び都道府県による指導監査結果の共有等、サービスの質の向上を図るための取組に係る体制を構築します。

項 目	目標値	備 考
都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他研修への市職員の参加人数	14 人	障害者支援課職員 14 人が年1回参加
障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を事業所と共有する回数	2 回	半期に1回実施
障害福祉サービス事業者及び障害児通所支援事業者等に対する指導監査の結果の共有回数	1 回	年 1 回実施

(8) 感染症拡大防止のための対応

新型コロナウイルスを含む感染症の拡大防止のため各事業所へ情報提供を行います。また、感染症拡大防止対策のために、必要な衛生用品等の備蓄や配付、感染症拡大防止に対する事業所研修など、感染症に関する知識の習得や対策について、各事業所と連携して取り組みます。

2 第6期障害福祉計画における各サービスの見込量と確保の方法

第6期障害福祉計画における各サービスの利用時間、利用者数の見込み量を算出しました。算出にあたっては、第5期障害福祉計画の実績及び見込値を比較するとともに、実績値の推移を検証しています。

さらに、「本市の区域における令和5年度末の長期入院患者の地域生活への移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量（利用者数）」について、県が算出した65人（令和5年度末）を見込み、その基盤整備量を勘案しながら各サービス等の必要な見込量及びその見込量の確保の方法を定めています。

各サービスの利用対象者については、**身**（身体障害者）、**視**（身体障害者のうち、視覚障害者）、**聴**（身体障害者のうち、聴覚障害者）、**知**（知的障害者）、**精**（精神障害者）、**発**（発達障害者）、**高次**（高次脳機能障害）、**難**（難病）、**児**（障害児）のマークで表記しています。なお、**精**の表示には高次脳機能障害を含みます。のマークで表記しています。

(1) 自立支援給付の見込量

ア 訪問系サービス

(居宅介護・重度訪問介護 **身****知****精****難****発****児**・同行援護 **視**・行動援護 **知****精****発**)

訪問系サービスは、ホームヘルパー等が障害者等の居宅等を訪問して介護や家事援助等の必要な援助を行うものです。具体的なサービスとして、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援があります。

サービス種別	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護	利用時間【時間/月】	2,416	2,496	2,576
	利用者数【人/月】	151	156	161
重度訪問介護	利用時間【時間/月】	487	587	687
	利用者数【人/月】	4	5	6
同行援護 (視覚障害者)	利用時間【時間/月】	631	647	664
	利用者数【人/月】	38	39	40
行動援護	利用時間【時間/月】	44	44	44
	利用者数【人/月】	4	4	4

【見込量確保の方法】

○福祉施設入所者の地域生活への移行が進むなかで、訪問系サービスは需要の増加が見込まれます。現在ある事業所に継続して事業を展開してもらうことで、今後もサービス提供体制の確保を図るとともに、新規事業者の参入を促します。

○介護保険事業者に対しても新規の参入を働きかけていきます。

イ 日中活動系サービス

日中活動系サービスは、常に介護を必要とする人に、主に日中において通所等により必要な介護や訓練、支援等を提供するものです。具体的なサービスとしては、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労定着支援、就労継続支援、療養介護、短期入所があります。

サービス種別	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	利用日数【日/月】	4,291	4,567	4,843
	利用者数【人/月】	228	247	266
自立訓練 (機能訓練)	利用日数【日/月】	23	23	23
	利用者数【人/月】	1	1	1
自立訓練 (生活訓練)	利用日数【日/月】	243	258	273
	利用者数【人/月】	16	17	18

サービス種別	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
就労移行支援	利用日数【日/月】	1,083	1,172	1,261
	利用者数【人/月】	63	70	77
就労定着支援	利用日数【日/月】	56	82	107
	利用者数【人/月】	43	63	82
就労継続支援 A 型	利用日数【日/月】	1,273	1,368	1,463
	利用者数【人/月】	67	72	77
	市内事業所数	3	3	3
就労継続支援 B 型	利用日数【日/月】	3,476	3,599	3,722
	利用者数【人/月】	204	212	219
	市内事業所数	15	16	17
療養介護	利用日数【日/月】	248	248	248
	利用者数【人/月】	8	8	8
	関連施設数	1	1	1
短期入所	利用日数【日/月】	493	504	515
	利用者数【人/月】	88	90	92
	市内事業所数	3	3	3

【見込量確保の方法】

○本市では、日中活動系サービス事業所が少ない状況にあり、特に重度障害者の日中支援の場である生活介護について、20人定員規模の施設整備が必要です。引き続き障害福祉に係る事業所に施設整備を働きかけていきます。

○福祉施設の入所者の地域生活への移行が進むなかで、移行後の居場所として日中活動の更なる充実が必要です。日頃から流山市地域自立支援協議会の相談支援部会及び地域生活支援部会の協力のもと、日中活動系サービス事業所及び相談支援事業所等と連絡を密にし、空き情報等の把握に努めることで、通所希望に対応していきます。

○就労支援については、一人ひとりが一般就労から福祉的就労まで多様な形で生きがいを持って働ける社会にするため、事業所への指導・育成による就労系サービスの利用率の向上、流山市地域自立支援協議会の就労支援部会からの意見聴取及び流山市就労支援セン

ターを中心とした就労支援機関や企業等の関係機関及び団体との連携により、利用者が希望する一般就労の実現や就労定着率の向上を目指します。

○就労継続支援 B 型における雑貨やカレンダー等の制作活動を通じて、障害者の文化芸術活動を支援します。

ウ 居住系サービス **身知精発難**

居住系サービスは、主に夜間において、施設や共同生活を行う住居で、必要な援助を提供します。

サービス種別	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
施設入所支援	利用者数【人/月】	56	56	56
共同生活援助 (グループホーム)	利用者数【人/月】	158	173	188
宿泊型自立訓練	利用者数【人/月】	3	3	3
自立生活援助	利用者数【人/月】	11	11	12

【見込量確保の方法】

○市内では、依然として知的障害者が生活するグループホームの不足が課題になっています。知的障害者の親亡き後を見据えた対策として、グループホームの整備を予定する事業者を支援し、見込量を確保していきます。また、障害者のグループホームへの入所支援を継続して行います。

○福祉施設入所者の地域生活への移行にあたっては、高齢化や障害の重度化等の個別の状況を踏まえ、調整を図ります。

エ 計画相談支援（サービス等利用計画の作成）・地域相談支援 **身知精発難児**

計画相談支援は、障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、サービス提供事業者等との連絡調整等を行うほか、サービス等利用計画を作成します。地域相談支援は地域移行支援、地域定着支援等を行うものです。

サービス種別	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	利用者数【人/月】	240	268	296
地域移行支援	利用者数【人/月】	1	1	1
地域定着支援	利用者数【人/月】	1	1	1

【見込量確保の方法】

- 流山市地域自立支援協議会の相談支援部会を中心に、計画相談事業者連絡会の場を通じて指定特定相談支援事業者やサービス提供事業者と連携し、相談支援体制の拡充を図ります。
- 障害福祉サービスを実施している事業者だけでなく、介護保険のケアプラン事業所に対しても積極的に特定相談支援事業の指定を受けるよう促し、相談支援の担い手の確保に努めます。

(2) 地域生活支援事業の見込量

【必須事業】

ア 相談支援事業 **身 知 精 発 難 児**

相談支援事業は、障害者等、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う者などからの相談に応じ、必要な情報提供等の便宜を供与する等の必要な援助を行うものです。現在、地域生活支援事業における委託相談支援事業所が4箇所（すみれ、まほろば、ファーレ、サポートセンター沼南）整備されています。

サービス種別	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
委託相談支援	利用者数 【人/年】	8,392	8,740	9,102
	事業所数 【箇所】	4	4	4

【見込量確保の方法】

- 複雑化・多様化する相談内容に対応するため、基幹相談支援センターを中心とした地域における総合的・専門的な相談支援を実施するための体制強化を目指します。
- 流山市地域自立支援協議会の相談支援部会を中心に、基幹相談支援センター及び委託相談支援事業所の連携を強化し、相談支援体制の拡充に努めます。
- サービス等利用計画作成（ケアプラン）を委託相談支援事業所の役割のひとつと位置づけ、障害者のニーズの多様化に対応します。
- 障害者虐待の防止対策の推進を図る観点から、委託相談支援事業所と協力し、常日頃から虐待防止に関する高い意識を持って障害者等及び養護者の支援にあたりるとともに、虐待の早期発見を目指します。

イ 成年後見制度利用支援 **身 知 精 発 難 児**

成年後見制度は、ノーマライゼーションや自己決定権の尊重等の理念と、本人保護の理念との調和の観点から、精神上的の障害等により判断能力が不十分であるために契約等の法律行為

における意思決定が困難な人について、成年後見人・保佐人・補助人がその判断能力を補うことによって、その人の生命、身体、自由、財産等の権利を擁護するものです。

国が策定した成年後見制度利用促進基本計画に基づき、市町村では成年後見等の権利擁護に係る地域連携ネットワークづくりや、ネットワーク機能を効果的に発揮するための機能を果たす中核機関の整備に努めることとされています。

サービス種別	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度利用支援	取扱件数【件/年】	3	4	5

【見込量確保の方法】

- 自立支援協議会の権利擁護部会において、成年後見制度に関する講演会の実施等を通じた普及啓発活動を行い、成年後見制度の利用促進を図ります。
- 成年後見制度の既存の仕組みを活かし、関係各機関等が連携し、それぞれの有する機能を効果的に発揮することにより、成年後見等の権利擁護支援が必要な人が、早期の段階から相談につながるとともに、必要な制度を利用できるように地域連携ネットワークの推進に取り組みます。
- 成年後見制度利用促進については、第8期流山市高齢者支援計画との整合性を図り、高齢者支援課と連携して取り組みます。

ウ 意思疎通支援事業 **身 聴 視 知 発 高次 児**

意思疎通支援事業は、聴覚、言語機能、音声機能、視覚、失語、知的、発達、高次脳機能、重度の身体などの障害や難病のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者等と、障害者等とその他の者の意思疎通を支援する手話通訳者等の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図る事業です。

サービス種別	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
設置手話通訳者	設置人数【人/年】	1	1	1
	設置体制【日/週】	週5日	週5日	週5日
手話通訳者派遣	登録者数【人/年】	12	13	14
	派遣件数【件/年】	350	360	370
要約筆記者派遣	登録者数【人/年】	6	7	8
	派遣件数【件/年】	128	132	136

【見込量確保の方法】

- 手話通訳者の設置日数を週5日としたことから、意思疎通を図ることに支障がある障害者等の窓口相談等が増加しています。設置手話通訳者については、現在の体制を引き続き維持します。
- 今後、利用者の増加が見込まれる要約筆記者派遣事業については、県が実施する養成講座の受講を促すなど、要約筆記者派遣登録者の増員を目指します。
- 近隣市の代読代筆支援に関する事業の現状を踏まえ、代読代筆支援の実施を目指します。

エ 日常生活用具給付事業 **身知精発難児**

日常生活用具給付事業は、障害者に対し介護支援用具、自立生活支援用具、在宅療養支援用具等の日常生活用具を給付するものです。

給付種別	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護・訓練支援用具	給付件数【件/年】	4	4	4
自立生活支援用具	給付件数【件/年】	18	18	18
在宅療養等支援用具	給付件数【件/年】	30	30	30
情報・意思疎通支援用具	給付件数【件/年】	23	23	23
排泄管理支援用具	給付件数【件/年】	3,368	3,579	3,790
住宅改修費	給付件数【件/年】	2	2	2
合計	給付件数【件/年】	3,445	3,656	3,867

【見込量確保の方法】

- 日常生活用具の利用希望者等に対して、「広報ながれやま」、「市ホームページ」、「障害福祉の手引き」を活用し、わかりやすい情報提供を行うとともに、技術の進歩、発展による日常生活用具の機能向上に対し、柔軟に対応できるように情報の収集に努めます。
- 排泄管理支援用具は、直腸機能障害、膀胱機能障害等の内部機能障害者の増加に伴って給付件数の増加も見込まれることから、十分な支給量の確保に努めます。

オ 移動支援事業 **身知精発難児**

移動支援事業は、障害者等が地域生活をするうえで、外出等をする際に移動が困難であるため、外出のための支援を行うことにより、自立支援と社会参加の促進を目指すものです。

サービス種別	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
移動支援	事業所数 【箇所】	52	54	56
	利用者数 【人/年】	95	99	103
	利用時間 【時間/年】	7,375	7,686	7,996

【見込量確保の方法】

○一人で外出することが困難な障害者等が地域生活をするうえで、移動支援事業は必要不可欠な事業です。移動支援事業の充実を図るため、見込量の確保を図ることはもとより、サービス提供事業所等に対して移動支援に関する研修事業を周知し、障害の特性を理解したガイドヘルパーの育成と確保に努めます。

○今後、通学及び通所の移手段として利用できる体制整備を目指します。

カ 地域活動支援センター機能強化事業 **身 知 精 発 難 児**

地域活動支援センターⅠ型は、「すみれ」で日常生活支援、創作活動、交流活動等を行ったり、様々な相談に応じ、支援や助言を行うものです。地域活動支援センターⅡ型は、「流山市身体障害者デイサービスセンター」に通い、入浴、給食、日常動作訓練などを行います。地域活動支援センターⅢ型は、「いろいろやハーモニー」等で雇用されることが困難な在宅の心身障害者が、自活に必要な訓練を行うとともに、職業を得て自立した生活を送ることを促すものです。

給付種別	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域活動支援センターⅠ型	事業所数 【箇所】	1	1	1
	利用者数 【人/年】	82	82	82
地域活動支援センターⅡ型	事業所数 【箇所】	1	1	1
	利用者数 【人/年】	30	30	30
地域活動支援センターⅢ型	事業所数 【箇所】	3	3	3
	利用者数 【人/年】	24	24	24
合計	事業所数 【箇所】	5	5	5
	利用者数 【人/年】	136	136	136

【見込量確保の方法】

○地域活動支援センター事業については、障害者等の地域における交流の場、憩いの場として、より一層充実するよう各事業所と連携し、日常生活支援等の体制強化を目指します。

【任意事業】

キ 日中一時支援事業 身 知 精 発 難 児

日中一時支援事業とは、日中一時支援事業者に障害者を預け、日中における活動の場を提供するものです。

サービス種別	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
日中一時支援	事業所数 【箇所】	30	31	32
	利用者数 【人/年】	230	240	250

【見込量確保の方法】

○福祉施設入所者の地域生活への移行が進む中で、日中における活動の場は障害者にとって重要であるため、引き続き日中一時支援事業所からの意見を参考にするなど、事業に必要な支給量の確保に努めます。

ク 訪問入浴サービス事業 身 難 児

訪問入浴サービス事業は、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体障害者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図るものです。

サービス種別	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問入浴サービス	事業所数 【箇所】	2	2	2
	利用者数 【人/年】	10	10	10

【見込量確保の方法】

○利用者数は横ばい状態であるため、現状と同様の見込量を確保しつつ、新たな利用希望があった場合は、個々のニーズに沿った迅速な対応に心掛けます。

○事業所への支援を拡充し提供体制を確保します。

ケ 自動車運転免許取得・改造費助成事業（自動車運転免許取得身 知・自動車改造費助成 身）

自動車運転免許・改造助成事業は、自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部（10万円を限度）を助成するものです。

サービス種別	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自動車運転免許取得 改造費助成事業	利用者数 【人/年】	3	3	3

【見込量確保の方法】

○急激な増加はないものの、毎年数件の利用があることから、引き続きこれまでの支給量を確保します。

コ 点字・声の広報等提供事業 **視 見**

点字・声の広報等提供事業は、市の広報からの情報入手が困難な視覚障害者に対してボランティア団体による点訳及び音訳活動により点字や声の広報を定期的に障害者に提供するものです。

サービス種別	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
点字・声の広報等提供事業	点字利用者 【人/年】	4	5	6
	声の広報利用者 【人/年】	23	25	27
	広報発行回数 【回/年】	37	37	37

【見込量確保の方法】

○中途障害者は微増傾向ですが、点訳及び音訳活動のニーズは多いため、ボランティア団体と連携しながら事業を継続していきます。

○点字・声の広報について周知していきます。

(3) 利用者の負担軽減策

※市単独は補助金を使わずに市単独の予算で実施する事業を指します。

ア 複数サービスの負担軽減 **身 知 精 発 難 児** **市単独**

複数サービスの負担軽減とは、自立支援給付（介護給付、訓練等給付、補装具等）及び地域生活支援事業（日常生活用具の給付、移動支援、地域活動支援センター等）のサービスを併用する利用者が、サービスの数に比例して負担が増大することのないように「総合上限額」を設定し負担軽減を図るものです。

サービス種別	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
複数サービスの負担軽減	利用者数【人/年】	76	86	96

【見込量確保の方法】

○障害者等の状況やニーズの多様化が進んでいることで、複数のサービスを併用で利用する方が増加しているため複数サービスの負担軽減について周知に努めます。

イ 流山市グループホーム等入居者家賃補助 **身 知 精 発 難**

グループホーム等の入居者がグループホーム等へ支払った家賃の一部を補助するものです。

サービス種別	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
流山市グループホーム等家賃補助	利用者数【人/年】	135	148	161

【見込量確保の方法】

○親亡き後を見据えたグループホーム利用者は今後も増加が見込まれるため、利用者数等の動向を注視し必要な財源の確保及び制度の周知に努めます。

ウ 流山市障害者支援施設等通所交通費助成 **身 知 精 発 難** **市単独**

障害者支援施設等に通所している障害者等及びその介護者に対し、通所に要する交通費の一部を助成することにより、経済的負担を軽減するものです。

サービス種別	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
流山市障害者支援施設等通所交通費助成	利用者数【人/年】	483	527	571

【見込量確保の方法】

○障害者支援施設に通所している障害者は、増加しています。今後も障害者の就労ニーズは高くなると予測されることから、障害者支援施設等通所交通費助成の利用増加に対応できるよう、必要な支給量の確保に努めます。

エ 流山市障害者等就労支援施設利用者負担金助成 **身 知 精 癈 難** **市単独**

就労支援施設を利用する障害者等の施設利用料を助成することにより、障害者等の就労を支援し、利用者負担の軽減を図るとともに、障害者等の社会参加の促進及び自立を図るものです。

サービス種別	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
流山市障害者等就労支援施設利用者負担金助成	利用者数【人/年】	54	59	64

【見込量確保の方法】

○障害者等の就労意欲の向上により、障害者等就労支援施設利用者負担金助成の利用者も増加傾向にあることから、必要な支給量の確保に努めます。

オ 重度障害者医療費及び特定疾病者医療費助成 **身 知 精**

重度の障害者や特定疾病者が安心して医療を受けられ、健康の保持や生活の安定を図ることを目的に、医療費の自己負担額に係る一部を助成するものです。

サービス種別	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
重度障害者医療費及び特定疾病者医療費助成	利用者数【人/年】	21,262	21,279	21,296

【見込量確保の方法】

○令和2年8月から精神障害者保健福祉手帳1級所持者も現物給付の対象となり、利用者数の増加が見込まれます。今後も利用者の増加が見込まれることから、必要な財源の確保に努めます。

カ 精神障害者入院医療費助成 **精** **市単独**

精神障害者が精神疾患の治療のために支払った入院医療費の保険診療内医療費自己負担分の4分の1に相当する額について、月額1万円を限度として助成するものです。

サービス種別	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
精神障害者入院医療費助成	利用者数 【人/年】	256	256	256

【見込量確保の方法】

○精神障害者入院費対象者は、12～20人の範囲で推移しています。今後も精神障害者の治療に必要なサービスであることから、引き続き支給量の確保に努めます。

キ 在宅障害者一時介護料助成 **身知精発児** **市単独**

在宅障害者(児)を介護している保護者が疾病等の理由により家庭内での介護が困難となり、一時的に介護人に委託した場合の、介護委託料及び介護証明手数料の一部を助成するものです。

サービス種別	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
在宅障害者一時介護料助成	利用者数 【人/年】	338	338	338

【見込量確保の方法】

○在宅障害者一時介護料助成の利用者数は減少傾向にありますが、障害者の家族の負担軽減等を図るために必要なサービスであることから、引き続き支給量の確保に努めます。

ク 障害者住宅改造助成事業 **身** **市単独**

在宅の重度身体障害者(児)のために、住宅の一部を改造する必要がある場合、その改造費用の一部を助成するものです。

サービス種別	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害者住宅改造助成事業	利用者数 【人/年】	1	1	1

【見込量確保の方法】

○障害者住宅改造助成事業の利用者数は各年度でばらつきがありますが、障害者が安心して自宅で生活するために必要なサービスであることから、必要な支給量の確保に努めます。

ケ 福祉タクシー利用補助 **身 知 精 市単独**

在宅の重度障害者(児)が、市と契約した福祉タクシーを利用した場合に、その運賃の一部を助成するものです。(「コ 重度障害者自動車燃料費助成」といずれか一方を選択)

サービス種別	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
福祉タクシー利用補助	利用者数 【人/年】	1,396	1,489	1,582

【見込量確保の方法】

○障害者の積極的な社会参加に対応するため、引き続き支給量の確保に努めます。

コ 重度障害者自動車燃料費助成 **身 知 精 市単独**

在宅の重度障害者(児)が、市指定の燃料取扱所で給油した場合に、その自動車の燃料費の一部を助成するものです。(「ケ 福祉タクシー利用補助」といずれか一方を選択)

サービス種別	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
重度障害者自動車燃料費助成	利用者数 【人/年】	1,281	1,281	1,281

【見込量確保の方法】

○障害者の積極的な社会参加に対応するため、引き続き支給量の確保に努めます。

3 第2期障害児福祉計画における各サービスの見込量と確保の方法

第2期障害児福祉計画における各サービスの利用時間、利用者数の見込み量を算出しました。算出にあたっては、第1期障害児福祉計画の実績及び見込値を比較するとともに、実績値の推移を検証しています。

※本計画における障害児とは、障害者手帳の有無に関わらず、医学的診断や療育支援の必要性に関する意見書等により、障害が想定され支援が必要と認められる児童・生徒を指します。

(1) 児童発達支援 見

障害児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。

サービス種別	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	利用日数 【日/月】	2,739	3,119	3,499
	利用者数 【人/月】	249	284	318

【見込量確保の方法】

○児童発達支援センターつばさを中心に、市内事業所と連携を図りながら、障害児とその保護者（家族）のニーズに応じたサービス量の確保及び質の向上に努めます。

○重症心身障害児及び医療的ケア児が市内においてサービスを受けられるような体制を確保していきます。

(2) 医療型児童発達支援 見

上肢、下肢または体幹の機能の障害のある児童に対する児童発達支援及び治療を行います。

サービス種別	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
医療型児童発達支援	利用日数 【日/月】	1	1	1
	利用者数 【人/月】	1	1	1

【見込量確保の方法】

○本市には医療型児童発達支援を実施する事業所はありませんが、人口の増加によって理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要な障害児の増加も見込まれるため、近隣にある事業所と連携を図りながら事業を実施します。

(3) 居宅訪問型児童発達支援 ㊦

重症心身障害児などの重度の障害児等であって、児童発達支援等の障害児通所支援等を受けるための外出が著しく困難な障害児を対象に、居宅に訪問して発達支援を行うものです。

サービス種別	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅訪問型児童発達支援	利用日数 【日/月】	3	3	3
	利用者数 【人/月】	1	1	1

【見込量確保の方法】

○対象となる障害児の把握を行いながら、児童発達支援センターと連携し必要な見込量を確保します。

(4) 放課後等デイサービス ㊦

就学している障害児に対し、授業の終了後又は休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行います。

サービス種別	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
放課後等デイサービス	利用日数 【日/月】	4,023	4,491	4,959
	利用者数 【人/月】	309	345	381
	市内事業所数	25	26	27

【見込量確保の方法】

○子育て世代の人口増加に伴って、今後も放課後等デイサービスを利用する障害児の増加が見込まれます。十分なサービス提供体制を確保するために、既存のサービス提供事業所と関係機関に対する適切な情報提供を図り、新規参入を積極的に呼び掛けて見込量の確保に努めます。

○県が指定する放課後等デイサービス事業所が、「放課後等デイサービスガイドライン」に基づき一定の質を確保しているかを常に注視し、質の高い支援体制を確保していきます。

○重症心身障害児及び医療的ケア児が市内においてサービスを受けられるような体制を確保していきます。

(5) 保育所等訪問支援 見

保育所等の利用中、利用予定の障害児に対して訪問により保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を提供し、保育所等の安定した利用を促進します。

サービス種別	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保育所等訪問支援	利用日数 【日/月】	24	28	36
	利用者数 【人/月】	12	14	18

【見込量確保の方法】

○保育所等訪問支援は、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進にあたり、非常に大切な事業であることから、事業を実施する児童発達支援センターつばさを中心に、障害者支援課、子ども家庭部及び教育委員会が連携し、それぞれが管轄する関係施設等に対して事業の趣旨について理解を求めるとともに、事業の普及に向けた協力を求めます。

(6) 障害児相談支援 見

障害児又はその保護者の状況を考慮し、必要な情報提供や助言、サービス提供事業者等との連絡調整等を行い、障害児支援利用計画を作成し、定期的なモニタリングを行うものです。

サービス種別	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害児相談支援	利用者数 【人/月】	130	160	200
	市内事業所数	11	12	13

【見込量確保の方法】

- 既存及び新規の障害児通所支援等事業所に対して積極的に障害児相談支援事業の指定を受けよう促し、障害児支援利用計画を作成する担い手の確保に努めます。
- 障害児相談支援を行っている市外事業所へ市内でのサービス提供を働きかけ市内においてもサービスが受けられるような体制を確保します。
- 流山市地域自立支援協議会を中心に指定障害児相談支援事業者、サービス提供事業者との連携を取りながら、相談支援体制の拡充を図ります。

(7) 流山市重度障害児等通所事業所特別支援事業補助 **身 知 精 発 難 児**

医療的ケアを常時必要とする在宅の障害児等の通所先を確保するため、児童発達支援、放課後等デイサービス又は日中一時支援を実施する事業所が看護師等による医療的ケアを実施した際に、当該看護師等に係る人件費の一部を補助するものです。

サービス種別	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
重度障害児等通所事業所特別支援事業補助	事業所数【箇所】	2	2	3

【見込量確保の方法】

○現在、市内には「バンビのおうち」、「あおっこ」の2箇所がありますが、医療的ケアが必要な障害児の増加を見込み、現状の見込量を引き続き確保していきます。

(8) 障害児の子ども・子育て支援等の利用と提供体制 **児**

保育所等の子ども・子育て支援等の利用を希望する障害児が、希望に沿った利用ができるよう保育所や幼稚園、認定こども園、放課後等児童健全育成事業（放課後児童クラブ）等における障害児の受入れの体制整備を図ります。

項目	令和5年度末における目標値	備考
保育所における障害児の受入れ人数	71人	うち医療的ケアが必要な人数 10人
幼稚園(認定こども園を含む)における障害児の受入れ人数	21人	うち医療的ケアが必要な人数 3人
放課後等児童健全育成事業(放課後児童クラブ)における障害児の受入れ人数	132人	うち医療的ケアが必要な人数 8人

【見込量確保の方法】

○保育所及び幼稚園（認定こども園を含む）においては、保育課、児童発達支援センター及び健康増進課等の関係課と連携を図り、受入れ体制の拡充に努めます。

○放課後等児童健全育成事業（放課後児童クラブ）においては、教育総務課等の関係課や障害児通所サービス事業所、障害児相談支援事業所とも連携を図り、受入れ体制の拡充に努めます。

○保育所等訪問支援サービスについて周知を図り、保育所等における支援方法について共有するとともに、安定した保育所等の利用ができるよう、事業の普及に向けた関係機関等の協力体制を整備します。

用語解説

あ行

I C T (Information and Communication Technology)

(インフォメーション アンド コミュニケーション テクノロジー)

情報通信技術の略で、通信技術を活用したコミュニケーションを指します。情報処理だけではなく、インターネットのような通信技術を利用した産業やサービスなどの総称です。我が国が抱える様々な課題（地域経済の活性化、社会保障費の増大、大規模災害対策等）に対応するため、社会の様々な分野における I C T の効果的な利活用が不可欠です。

医療的ケア児

生活するなかで痰吸引や経管栄養、酸素吸入などの医療的ケアを必要とする子どもたちです。近年の新生児医療の発達や都市部を中心とした N I C U（新生児集中治療室）の増設により、以前なら出産直後に亡くなっていたケースである超未熟児や先天的な疾病を持つ子どもも助かることが多くなってきました。

インクルージョン

包容、包含を意味する。教育分野では、障害のある子どもと障害のない子どもが、できるだけ同じ場で共に学ぶことを目指し、それぞれの子どもが授業内容を理解し、学習活動に参加している実感・達成感を持ちながら充実した時間を過ごし、生きる力を身につけていくことを目的とした仕組み。（インクルーシブ教育）

か行

共生社会

これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障害者等が、積極的に参加・貢献していくことができる社会。

グループホーム

身体障害者、知的障害者、精神障害者等が世話人の支援を受けながら、地域のアパート、マンション、一戸建て等で生活する居住の場です。平成26年4月1日より、グループホームとケアホームの2つに分かれていたサービスがグループホームに一元化されました。

以後グループホームで提供するサービスは「日常生活の援助等の基本サービス」と「利用者の個々のニーズに対応した介護サービス」の2つとなっています。グループホームは、入所施設に比べると規模が小さく、数人で暮らす生活の場であるため、支援は一人ひとりのニーズにあったものとなります。

現物給付

現物給付とは、医療機関の窓口で定額一部負担金以外の費用を支払うことなく、診療、薬などの医療サービスを受けられる仕組みのことです。

これまで重度障害者医療費助成については、対象者が医療機関等に費用をいったん支払い、その後、一部負担金について市へ請求することで助成を受ける償還払い方式がとられていました。

平成27年8月から現物給付化へと制度が変更になり、対象者（身体障害者、知的障害者）は、市が発行する重度心身障害者（児）医療受給券を提示することで、市で定められた重度心身障害者医療自己負担金（通院1回につき300円、入院1日につき300円）のみ支払っていただき、差額分を市が千葉県国民健康保険団体連合及び社会保険診療報酬支払基金千葉県支部を介し、医療機関等に支払うこととなりました。

言語聴覚士

言語障害（失語症、構音障害）や聴覚障害、摂食嚥下障害、高次脳機能障害、ことばの発達遅れの遅れ、声や発音の障害などに対し、問題の本質や発現メカニズムを明らかにし、対処法を見出すために検査・評価を実施し、必要に応じて訓練、指導、助言、その他の援助を行う専門職です。

権利擁護

特定のサービスの利用にあたって、利用者に不利益がないように、弁護あるいは擁護する制度の総称です。本人の判断能力が十分でない状態にある人に対して、福祉サービスの利用援助や金銭管理等の援助などを行うものです。

合理的配慮

障害のある人が障害のない人と平等に人権を享受し行使できるよう、一人ひとりの特徴や場面に応じて発生する障害・困難さを取り除くための、個別の調整や変更のことです。平成28年4月1日に施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）により、行政機関や事業者には、障害のある人に対する合理的配慮を可能な限り提供することが求められるようになりました。

さ行

作業療法士

入浴や食事などの日常生活の動作や、手工芸、園芸及びレクリエーションまであらゆる作業活動を通して、社会適応に向けた身体と心のリハビリテーションを行う専門家です。理学療法士と異なり、作業療法士は躁うつ病および摂食障害などの精神障害者も対象としていて、生きがい支援のスペシャリストともいわれています。

重症心身障害児

重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した状態にある子どもです。成人すると重症心身障害者と呼ばれます。先天性の疾患や出生児のトラブルで脳の機能に障害が残り、歩くことや話すことができず、いわゆる寝たきりに近い状態で、恒常的に生活介助を必要とします。

重度障害者

身体障害者、知的障害者、精神障害者等が持っている身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳によって定められている等級で重度に該当する人です。障害のある箇所、制度や団体によって、何級を重度とするかは異なります。

就労パスポート

障害のある方が、働く上での自分の特徴やアピールポイント、希望する配慮などを就労支援機関と一緒に整理し、就職や職場定着に向け、職場や支援機関と必要な支援について話し合う際に活用できる厚生労働省が作成した情報共有ツールです。

障害者虐待防止法

正式には「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」という名称です。養護者、障害者福祉施設従事者等、使用者について、身体的・性的・心理的・ネグレクト・経済的といった虐待について定義しており、虐待によって障害のある人の権利や尊厳がおびやかされることを防ぐ法律です。

障害者権利条約

障害者の人権及び基本的人権の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害者の権利の実現のための措置等について定める国際条約です。平成18年12月に国連総会で採択され、日本は平成19年9月28日に署名しています。その後、国内法の整備を経て、平成26年1月20日に障害者権利条約を批准しました。

障害者差別解消法

正式には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」という名称です。障害のある人への「不当な差別的取り扱い」と「合理的配慮の不提供」の禁止を定めており、国や市区町村といった行政機関や、会社やお店などの民間事業者の、障害のある人に対する「障害を理由とする差別」をなくすための決まりごとを定めた法律です。

障害者週間

毎年12月3日から9日までの1週間です。12月3日は国際障害者デーであり日本では障害者基本法の公布日でもあります。また12月9日は従来の障害者の日でした。障害者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障害者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的として設定されました。

障害者総合支援法

従来の「障害者自立支援法」に代わり平成25年4月1日に施行された法律です。障害者総合支援法は施行とともに、従来制度の谷間を埋めるべく障害者（児）の定義に難病等を追加しました。さらに平成26年4月1日からは重度訪問介護の対象者の拡大、ケアホームのグループホームへの一元化、障害支援区分の創設などが実施されました。

障害者福祉推進会議

「共に生き、共に築く、私たちのまち一流山」を基本理念とする流山市障害者計画の推進を図るために、流山市障害者計画及び流山市障害（児）福祉計画に係る事業の分析・評価など、流山市の障害福祉の推進に関する総合的な施策について審議する会議です。

障害者優先調達推進法

正式には「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」という名称です。国や地方公共団体等は、障害者就労施設等から優先的に物品等を調達するよう努めることとされています。

情報アクセシビリティ

“アクセシビリティ”を訳すと「近づきやすさ」、「利用のしやすさ」となり、障害のある人や高齢者がパソコンやウェブページなどの情報資源を不自由なく使えることが求められています。地方公共団体でも積極的にアクセシビリティを考慮したホームページ制作に取り組んでいます。

自立支援医療

心身の障害を除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度です。精神疾患を有する人、身体障害者手帳を持っている人、身体に障害を有する児童のための制度で、それぞれ精神通院医療、更生医療、育成医療と呼ばれています。現在は医療機関での利用者負担1割で受診をすることができます。

成年後見制度

認知症、知的障害、精神障害等により判断能力が不十分な人の法律行為（財産管理や契約の締結など）を、家庭裁判所が選任した成年後見人等が本人を代理して契約を行ったり、同意なく結んだ不利益な契約を取り消したりして保護や支援を行う民法の制度です。制度利用には、家庭裁判所に本人、配偶者、四親等内の親族による申し立てが必要ですが、身寄りのない人の場合、市町村に申し立て権が付与されています。

相談支援事業所

障害のある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるように相談できる施設です。流山市の委託している相談支援事業所は、市内3か所（すみれ、まほろば、ファーレ）と市外1か所（サポートセンター沼南）があります。流山市が相談支援事業所に委託している内容は

以下のとおりです。

- ①障害者相談支援事業（福祉サービスの利用や地域生活に関する相談等）
- ②権利擁護事業（虐待、差別、成年後見制度に関する相談等）
- ③流山市地域自立支援協議会の運営

た行

地域活動支援センター

障害によって働くことが困難な障害者の日中の活動をサポートする福祉施設です。その目的によって3種類に分けられ、市内には4か所あります（Ⅰ型はすみれ、Ⅱ型は流山市社会福祉協議会 身体障害者デイサービスセンター、Ⅲ型はいろいろや・ハーモニー等）。

- Ⅰ型 日常生活支援、創作活動、交流活動等を行ったり、様々な相談に応じ支援や助言を行います。
- Ⅱ型 機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスです（デイサービス）。
- Ⅲ型 雇用されることが困難な在宅の心身障害者が、自活に必要な訓練を行うとともに職業を得て自立した生活を送ることを促します。

地域生活支援拠点等

障害児者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制作り）を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害児者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築することです。1事業所で複数の機能を担う多機能型と市内の事業所に機能を分散させて行う面的整備型など、市町村により形態が異なります。

地域自立支援協議会

地域の障害福祉に関するシステムづくりで中核的な役割を果たすために、平成21年に設置された定期的な協議の場です。委員数は21名で4つの専門部会を擁します（就労支援部会、権利擁護部会、地域生活支援部会、相談支援部会）。

地域包括ケアシステム

高齢者、障害者や子どもを含む、地域すべての住民の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるようなサービス提供体制です。精神障害にも対応した地域包括ケアシステムには、各関係者の情報共有や連携を行う協議の場を通じて支援体制の構築を推進することが求められます。

特定疾病者

他の疾病と異なる扱いをする対象として定められた疾病に罹患した人です。何を特定疾病とするかは各制度によって異なります。

な行

流山市総合計画

総合計画は、総合的かつ計画的な市政経営を進めるための本市の最上位計画で、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」の3つで構成されています。計画期間は基本構想が令和2年度から令和13年度、基本計画は令和2年度から令和11年度、実施計画は3年間で行政評価を活用したローリング方式により毎年度見直しします。

ノーマライゼーション

デンマークにおける知的障害者施設的环境改善から端を発し、身体障害者、精神障害者の運動など障害者全体の運動に広がっている理念で、一般市民と同様の普通（ノーマル）の生活・権利などが保障されるように環境整備を目指すものです。近年では高齢者福祉や子ども家庭福祉領域など、福祉領域全般に浸透するようになっており、福祉の基本理念ともいえます。

は行

発達障害

生まれつきの脳機能の発達のアンバランスさやデコボコと、その人が過ごす環境や周囲の人との関わりのミスマッチから、社会生活に困難が発生する障害です。自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害（ADHD）に類する脳機能の障害で、その症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定められています。最近では大人になってから検査を受け、発達障害の診断を受けることもあります。

バリアフリー

障害の有無や年齢に関わらず、一人ひとりが自立し、お互いを尊重して社会生活を送るため、生活の支障となる物理的な障害や、精神的な障壁を取り除くための施策、新しいバリアを作らない施策（ユニバーサルデザイン）を指す用語です。障壁（バリア）は物理的なバリア、制度的なバリア、文化・情報面でのバリア、意識上のバリアが挙げられます。

パラリンピック

国際パラリンピック委員会が主催する、身体障害者を対象とした世界最高峰の障害者スポーツの総合競技大会で、オリンピックと同じ年に同じ場所で開催されます。車いすテニス、車いすバスケットボール、ゴールボール、ボッチャ、陸上競技などの競技があります。

PDCAサイクル

Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）を合わせた用語で、業務や事業をPDCAのサイクルによって継続的に改善し続けることです。従来は生産管理や品質管理に用いられた用語ですが、現在ではあらゆる分野で提唱されています。

福祉施策審議会

市の附属機関の一つで、福祉に関する主要な施策に関し必要な調査及び審議を行い、又は建議します。

福祉タクシー

一般タクシー事業者が福祉自動車を使用して行う運送や、障害者等の運送に業務の範囲を限定した許可を受けたタクシー事業者が行う運送です。流山市では重度の障害者が市と契約した福祉タクシーを利用した際に、運賃の一部を助成しています。

福祉的就労

就労支援施設などで福祉サービスを受けながら働く働き方のことです。福祉的就労を行う場としては、障害者総合支援法に基づく生活介護事業所、就労継続支援事業所、地域活動支援センターや生活保護法に基づく授産施設などがあります。

放課後等デイサービスガイドライン

事業所が放課後等デイサービスを実施するに当たって必要となる基本的事項を示すものです。ガイドラインに添付されている「事業所向け放課後等デイサービス自己評価表」及び「保護者等向け放課後等デイサービス評価表」は、放課後等デイサービス事業所における自己評価の際に活用されることを想定しており、各事業所は自己評価の結果を踏まえて事業運営の改善を図るとともに、結果についても利用者や保護者に向けて公表するよう努めることとされています。

ま行

モニタリング

障害者総合支援法によるサービスである自立支援給付を受ける際に、ケアプラン（サービス等利用計画）が利用者のニーズに合っているかを再評価するための仕組みです。利用者の状態や生活状況は刻々と変化するため、モニタリングによって当初のケアプラン通りでよいのかどうかを確認していきます。結果としてサービスの見直しが必要な場合は、ケアプランの作成等を合わせて実施します。モニタリングの期間は、最短で1カ月に一度、最長で1年に一度であり、最も多いのは6カ月に一度です。

ら行

理学療法士

歩行訓練や起き上がりなどの運動療法や電気刺激やマッサージなどの物理療法を通して、基本動作の機能回復に向けたリハビリテーションを行う専門家です。理学療法士は医療・福祉分野をはじめ、スポーツ分野などでも活躍しています。運動機能回復のスペシャリストが理学療

法士です。

資料編

流山市施策福祉審議会 委員名簿

任期：令和元年11月24日～令和3年11月23日

◎は会長、○は会長職務代理者

委嘱区分	役職名	氏名	備考
福祉サービスの提供を受ける者を代表するもの	流山市老人クラブ連合会 会長	石幡 恒美	
	流山市障害者団体連絡協議会 会長 (流山市デフ協会 会長)	小野寺 夏樹	
ボランティア団体を代表する者	特定非営利活動法人さわやか福祉の会 流山ユー・アイ ネット 副代表	鎌田 洋子	◎
社会福祉法人の役員又は職員	社会福祉法人流山市社会福祉協議会 会長	石渡 烈人	
	社会福祉法人あかぎ万葉 理事長	中 登	○
民生委員（児童委員）	流山市民生委員・児童委員協議会 会長	寺谷 直恭	
医師会を代表する者	一般社団法人流山市医師会 理事	大津 直之	
歯科医師会を代表する者	一般社団法人流山市歯科医師会 専務理事	三木 哲	
学識経験を有する者	江戸川大学総合福祉専門学校 社会福祉科 専任教員	濱田 竜也	
関係行政機関の職員	千葉県柏児童相談 主席児童福祉司（兼）次長	三田 茂男	
	千葉県松戸健康福祉センター 副センター長	池田 紀子	
市民等	流山市民	牧 尚輝	
	流山市民	山中 有紀	
	流山市民	琉 哲夫	
	流山市民	佐郷谷 千洋	
	流山市民	釜塚 淑子	
	流山市民	山田 義一	
	流山市民	伊ヶ崎 さおり	



流社第142号
令和2年5月22日

流山市福祉施策審議会
会長 鎌田 洋子 様

流山市長 井崎 義治



第6次流山市障害者計画及び第6期流山市障害福祉計画・

第2期流山市障害児福祉計画の策定について（諮問）

障害者基本法に基づき平成27年度から開始した「第5次流山市障害者計画」及び障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）及び児童福祉法に基づき平成30年度から開始した「第5期流山市障害福祉計画・第1期流山市障害児福祉計画」について、計画期間が令和2年度をもって終了します。

つきましては、令和3年度以降の計画の策定にあたり、流山市の附属機関であります貴審議会の意見を求めたく諮問します。

なお、審議資料については、令和2年度第1回審議会の開催日時が決まり次第、開催通知と合わせてお送りします。



流 福 審 第 8 号
令和2年10月19日

流山市長 井崎 義治 様

流山市福祉施策審議会
会長 鎌田 洋子



第6次流山市障害者計画及び第6期流山市障害福祉計画・
第2期流山市障害児福祉計画の策定について（答申）

令和2年5月22日付け流社第142号で諮問のあったこのことについて、下記のとおり答申します。

記

- 1 障害者（児）及びその家族が身近な地域で相談できるよう、相談支援体制の構築・強化を図るとともに、障害者（児）一人ひとりのライフステージに即した支援ができるよう、地域共生社会の実現に向け、地域にある社会資源との連携を図り、切れ目のない支援体制の構築に努めてください。
- 2 本市を取り巻く人口増、とりわけ18歳未満人口の著しい増加に伴い、障害児も増加しています。障害児が障害児支援を利用して地域の保育・教育が受けられるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、インクルージョンの考え方にに基づき、地域社会への参加を推進してください。
- 3 あらゆる障害に対する差別をなくすため、障害に対する理解を深める啓発活動を行うとともに、障害者（児）の権利擁護体制を確立するための事業を推進してください。
- 4 親亡き後、障害者が生まれ育った地域で安心して暮らしているよう、日中活動の場及び居住の場を確保・整備し、障害のある子を持つ保護者の不安の解消に努めてください。

5 全ての障害者（児）が、地域で生活していく上で必要な情報が得られるよう、個々の障害に即した情報提供・発信に努めてください。また、災害時にも情報が行き渡る体制を構築してください。

6 本計画に基づき障害福祉施策を着実に推進するとともに、本計画の進捗状況についての把握・点検・評価を行い、目標の達成に努めてください。

また、障害福祉に関する制度に変化が生じた場合は、障害者（児）の実態やニーズの把握に努めつつ、必要に応じて本計画の見直しを行ってください。

(白紙)

第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画

令和3年度～令和5年度

発 行 令和3年3月

企画・編集 流山市 健康福祉部 社会福祉課 健康福祉政策室
障害者支援課

住 所 〒270-0192 千葉県流山市平和台1丁目1番地の1

電 話 04-7158-1111 (代表)

04-7150-6081 (直通)

F A X 04-7158-2727



流山市
Nagareyama City